

北区障害者関係機関 ガイドブック 2017

～生活編～



平成29年（2017年）8月

北区障害福祉課

も く じ

はじめに	1
ガイドブックのご利用にあたって	2
ガイドブック掲載機関一覧	3・4
共通関係機関	5～15
共同生活援助(グループホーム)	16～39
重度身体障害者グループホーム	40
宿泊訓練施設	41
日中一時支援	42
短期入所(ショートステイ)	43～46
家族会	47
北区健康福祉部健康福祉課障害相談係(王子・赤羽)	
滝野川地域障害者相談支援センター、北区手話通訳派遣所連絡先	48
平成29年度 サービス等利用計画の作成できる事業所一覧	49
北区障害者地域自立生活支援室のご案内	50・51
索引	

はじめに

北区障害者地域自立生活支援室（以下、支援室）が開設して今年で 15 年目となります。支援室の業務の一つに北区内で生活される障害のある方やそのご家族への「福祉サービスに関する情報提供」があります。本書「北区障害者関係機関ガイドブック 2017」はその業務の一環として作成しました。

「情報化社会」といわれる現在、私たちの生活を多くの情報が行き交います。しかし、その情報の中から、自分が本当に必要とする情報を探し出すことは至難の業です。

情報を提供する際に、まず求められるのはその情報の「新鮮さ」であると考えます。情報は日々刻々、変化します。例えば本書の中の「施設種別」欄では、障害者自立支援法に伴う新体系への移行に伴い、施設名称が変更になっている場合もあります。正確な情報を提供するためにも、支援室では正確な情報収集を行い、本書の改訂作業を進めて参りました。また、情報の新鮮さに加え、写真や地図を使用する等、視覚的な分かりやすさにも気を配って参りました。

さらに情報提供で配慮しなくてはならないのは、「扱いやすさ」（コンパクトさ）です。あまりにも情報量が多くなってしまうと、必要な情報がスムーズに取り出せません。そこで平成 28 年度より、「子ども」「就労・日中活動」「生活」とわけ、三部構成にいたしました。本書では一つの施設に必要な情報を 1 ページに収め掲載しています。是非、多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

また、今後の改訂のためにもお気づきのことがありましたら、支援室までご連絡下さい。

最後になりましたが今回もお忙しい中、調査にご協力いただきました関係者の皆様には、この場をお借りしましてお礼申し上げます。有難うございました。

平成 29 年 8 月

北区障害者地域自立生活支援室
NPO 法人ピアネット北

～ガイドブックのご利用にあたって～

このガイドブックは、北区内の障害者関係機関を紹介するものです。

ガイドブックは、「子ども」「就労・日中活動」「生活」の3部構成になっておりますので、それぞれの生活の状況に合わせてご利用ください。どのライフステージにも共通する関係機関は、3部すべてに掲載しています。

ガイドブック掲載機関一覧では、それぞれの施設が対象としている障害（知的・身体・精神）に○がついています。施設によっては「知的と身体」又は「知的と精神」の2ヶ所に○がついている場合もあります。

なお、各施設の概要は平成29年6月1日現在で作成していますので、本誌発行後、掲載内容に変更が生じる場合もあることをご了承ください。また、今年度の調査に返信を頂けなかった事業所につきましては、平成28年度のデータを掲載致しました。

《関係機関ガイドブック ～生活編～ 掲載機関一覧表》

施設種別	施設名	障害別			ページ
		知的	身体	精神	
区役所	北区健康福祉部障害福祉課 王子障害相談係	○	○	○	5
区役所(赤羽会館内)	北区健康福祉部障害福祉課 赤羽障害相談係	○	○	○	6
区役所(委託事業)	滝野川地域障害者相談支援センター	○	○	○	7
障害者福祉センター (障害者対象の複合施設)	北区立障害者福祉センター	○	○	○	8
障害者地域活動支援センターⅠ型	支援センターきらきら	○	○	○	9
自立生活支援事業	北区障害者地域自立生活支援室	○	○	○	10
社会福祉協議会	北区社会福祉協議会	○	○	○	11
市民活動の推進と協働を促進するための施設	北区NPO・ボランティアぷらざ	○	○	○	12
医療と療育の施設	東京都立北療育医療センター	○	○	○	13
身体障害者福祉センターA型 (障害者社会参加支援施設)	東京都障害者総合スポーツセンター	○	○	○	14
児童相談所	東京都北児童相談所	○	○	○	15
共同生活援助(グループホーム)	北区立神谷ホーム	○			16
	田端みどり荘	○			17
	煌荘	○			18
	西ヶ原寮	○			19
	ひかりハウス	○			20
	あゆみハウス	○			21
	志茂寮・第二志茂寮	○			22
	第三志茂寮	○			23
	加賀寮	○			24
	飛鳥寮	○			25
	グループホーム・ケアホーム「虹」	○			26
	ファミリーららら	○			27
	ドリームハウスⅠ	○			28
	ドリームハウスⅡ	○			29
	ドリームハウスⅤ・Ⅵ	○			30

共同生活援助(グループホーム)	ドリームハウスⅦ	○			31
	マドレーヌ21上十条寮	○			32
	しょうとう苑	○			33
	グループホームわくわくかん	○		○	34
	グループホームわくわくかん	○		○	35
	まつぼっくり(ユニット:あゆみホーム)			○	36
	まつぼっくり(ユニット:あゆみ中十条ホーム)			○	37
	フレンドハウスホームⅠ・Ⅱ			○	38
	フレンドハウスホームⅢ			○	39
重度身体障害者グループホーム	やじろべえ		○		40
宿泊訓練施設	ヴィの家	○			41
日中一時支援	就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	○	○		42
短期入所(ショートステイ)	ドリームステイ	○			43
	ショートステイ ぶりっく	○			44
	ファミリーレらら	○			45
	就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	○	○		46
家族会	飛鳥会事務局	○	○		47

名 称	北区健康福祉部障害福祉課 王子障害相談係			運営主体：北区
施設種別	区役所			
設置目的	心身に障害のある方の総合的な相談に応じ、さまざまなサービスの提供を行っています。			
住 所	〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 第一庁舎 1 階 1 番～3 番			
電 話	03-3908-1359（医療担当・窓口1番） 03-3908-9081（給付担当・窓口2番） 03-3908-1358（地区担当・窓口3番）	FAX	03-3908-5344	
受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：00			
休 み	土・日・祝日・年末年始			
概 要	《心身に障害がある方への主なサービス》 ○ 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付 ○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用 ホームヘルプ、ショートステイ、施設への通所・入所など（介護保険が優先します） ○ 心身障害者の医療費助成 ○ 心身障害者福祉手当支給、補装具費支給※、日常生活用具支給※、福祉タクシー券交付、紙おむつ支給※、ガソリン券交付 訪問入浴※、訪問理美容※、寝具乾燥※ など （※介護保険・高齢者福祉サービスが優先します） ○ 自立支援医療の給付 ○ 難病医療費助成申請 ○ 障害者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談 ○ 障害を理由とする差別に関する相談			

王子障害相談係 ～アクセス～



○京浜東北線 王子駅北口より徒歩 5 分

至赤羽

至上野

J R 王子 駅

王子神社

親水公園

飛鳥山公園

王子障害相談係

第一庁舎 一階

北区役所 第五庁舎

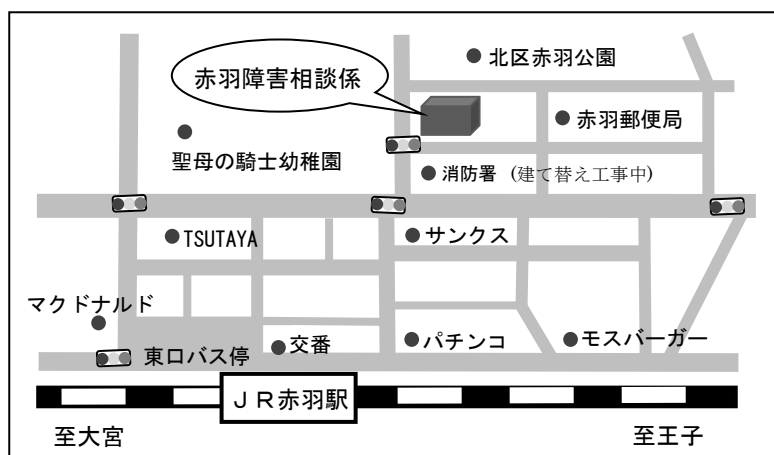
北区役所 第二庁舎

郵便局

【ホームページ】 <http://www.city.kita.tokyo.jp/>

名 称	北区健康福祉部障害福祉課 赤羽障害相談係			運営主体：北区
施設種別	区役所（赤羽会館内）			
設置目的	心身に障害のある方の総合的な相談に応じています。			
住 所	〒115-0044 北区赤羽南 1-13-1 赤羽会館 6 階			
電 話	0 3 - 3 9 0 3 - 4 1 6 1	FAX	0 3 - 3 9 0 3 - 0 9 9 1	
受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：00			
休 み	日・祝日・年末年始			
概 要	《心身に障害がある方への主なサービス》 ○ 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付 ○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用 ホームヘルプ、ショートステイ、施設への通所・入所など（介護保険が優先します） ○ 心身障害者の医療費助成 ○ 心身障害者福祉手当、日常生活用具支給※、福祉タクシー券、紙おむつ支給※、 訪問入浴※、訪問理美容※、寝具乾燥※（※介護保険が優先します） ○ 自立支援医療の給付 ○ 難病医療費助成申請			

赤羽障害相談係 ～アクセス～



○埼京線、京浜東北線、高崎線、宇都宮線赤羽駅南改札口（東）より徒歩5分

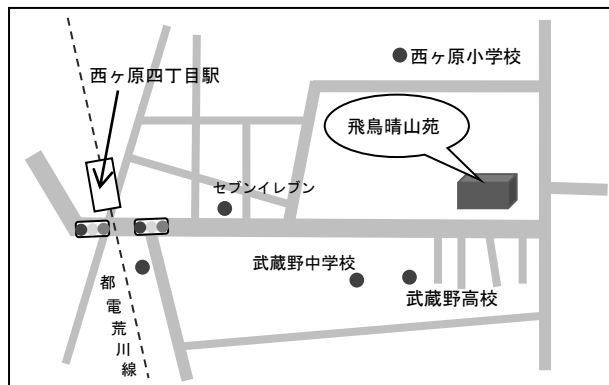
【ホームページ】<http://www.city.kita.tokyo.jp/>

名 称	滝野川地域障害者相談支援センター			運営主体：北区
施設種別	区役所（委託事業）			
設置目的	年齢・障害種別にかかわらず、総合的な相談に応じています。			
住 所	〒114-0024 北区西ヶ原 4-51-1			
電 話	03－4334－6548	FAX	03－4334－6549	
設置年月	平成27年4月1日	利用定員	なし	
利用時間	9：00～18：00	休 み	日曜日・祝日・年末年始	
利用対象者	年齢・障害種別問わず			
概 要	○総合的な相談 年齢・障害種別にかかわらず、さまざまな相談に対応します。 ○申請の手続き 障害福祉サービス、訪問理美容、寝具乾燥給付、マッサージ等経費助成、おむつ支給、タクシー券、ガソリン券、重度身体障害者緊急通報システム等の申請手続きができます。 ※タクシー券、ガソリン券、マッサージ券は申請後の郵送となります。 担当地域 西ヶ原、上中里、中里、昭和町、田端新町、東田端、田端			

就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑内 滝野川地域障害者相談支援センター ～アクセス～



○都電荒川線 西ヶ原 4 丁目駅より徒歩 5 分



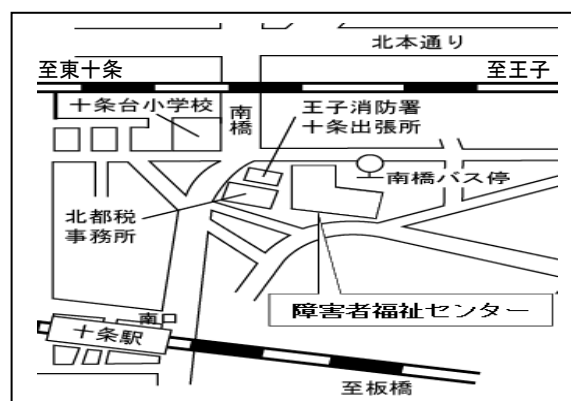
【ホームページ】 <http://www.city.kita.tokyo.jp/s-fukushi/takinogawasyougaisoudansenta.html>

名 称	北区立障害者福祉センター				運営主体：北区																																																													
施設種別	障害者福祉センター（複合施設）																																																																	
設置目的	身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的として設置された施設です。児童館、ふれあい館なども併設され、地域の方々が広く利用できる複合施設として利用されています。																																																																	
住 所	〒114-0032 北区中十条 1-2-18																																																																	
電 話	03－3905－7111		FAX	03－3905－7116																																																														
設置年月	昭和 63 年 4 月（事業開始 6 月）																																																																	
概 要	○庶務相談係 施設管理、施設提供事業、区立障害福祉施設の管理等を行っている。																																																																	
	○支援係 生活介護事業（重度の身体障害者を対象に日常の介助と生活基本動作の習得を目的とする生活訓練、及びパソコン、藤芸、レクリエーション等を通じて、生活の質の向上に努めている。）就労・日中活動編 P19 参照																																																																	
	○事業係 中軽度の障害者に対し、創作的活動、教養の向上、レクリエーション活動などを行うほか、手話講習会、障害者週間記念事業として、障害者作品展等を実施している。また、中途障害者（脳血管疾患など）の機能訓練を実施。																																																																	
	<table><tr><th colspan="3">施 設 名</th><th>開 室 日</th><th>開 室 時 間</th><th>休 室 日</th><th>定 員</th></tr><tr><td colspan="2">生きがいづくり事業</td><td>作業訓練室</td><td>月～金</td><td>9：00～16：00</td><td>土・日・祝・年末年始</td><td>※</td></tr><tr><td colspan="2">生活介護事業</td><td>支援室</td><td>月～金</td><td>9：00～16：30</td><td>土・日・祝・年末年始</td><td>42 人</td></tr><tr><td rowspan="4">機能訓練室</td><td rowspan="3">療 法 別 訓 練</td><td>理 学</td><td rowspan="3">月～金</td><td rowspan="3">9：00～16：00</td><td rowspan="3">土・日・祝・年末年始</td><td>15 人</td></tr><tr><td>言 語</td><td>10 人</td></tr><tr><td>作 業</td><td>10 人</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>高次脳機能障害訓練</td><td></td><td></td><td></td><td>15 人</td></tr><tr><td rowspan="5">施設の提供</td><td colspan="2">和 室</td><td rowspan="5">毎 日</td><td rowspan="2">9：00～21：00</td><td rowspan="5">年末年始</td><td>20 人</td></tr><tr><td colspan="2">洋 室</td><td>15 人</td></tr><tr><td colspan="2">録音・音楽室</td><td>20 人</td></tr><tr><td colspan="2">浴室（リフト付き）</td><td>9：30～17：00</td><td>1 人</td></tr><tr><td colspan="2">ボランティア室</td><td>9：00～21：00</td><td>10 人</td></tr></table>						施 設 名			開 室 日	開 室 時 間	休 室 日	定 員	生きがいづくり事業		作業訓練室	月～金	9：00～16：00	土・日・祝・年末年始	※	生活介護事業		支援室	月～金	9：00～16：30	土・日・祝・年末年始	42 人	機能訓練室	療 法 別 訓 練	理 学	月～金	9：00～16：00	土・日・祝・年末年始	15 人	言 語	10 人	作 業	10 人			高次脳機能障害訓練				15 人	施設の提供	和 室		毎 日	9：00～21：00	年末年始	20 人	洋 室		15 人	録音・音楽室		20 人	浴室（リフト付き）		9：30～17：00	1 人	ボランティア室		9：00～21：00	10 人
	施 設 名			開 室 日	開 室 時 間	休 室 日	定 員																																																											
	生きがいづくり事業		作業訓練室	月～金	9：00～16：00	土・日・祝・年末年始	※																																																											
	生活介護事業		支援室	月～金	9：00～16：30	土・日・祝・年末年始	42 人																																																											
	機能訓練室	療 法 別 訓 練	理 学	月～金	9：00～16：00	土・日・祝・年末年始	15 人																																																											
			言 語				10 人																																																											
			作 業				10 人																																																											
				高次脳機能障害訓練				15 人																																																										
	施設の提供	和 室		毎 日	9：00～21：00	年末年始	20 人																																																											
		洋 室					15 人																																																											
		録音・音楽室			20 人																																																													
		浴室（リフト付き）			9：30～17：00		1 人																																																											
ボランティア室		9：00～21：00	10 人																																																															
※趣味の講座・事業により定員は異なるので、お問い合わせください。																																																																		

障害者福祉センター ～アクセス～



- 京浜東北線
東十条駅より徒歩 10 分
王子駅より徒歩 10 分
- 埼京線
十条駅より徒歩 10 分



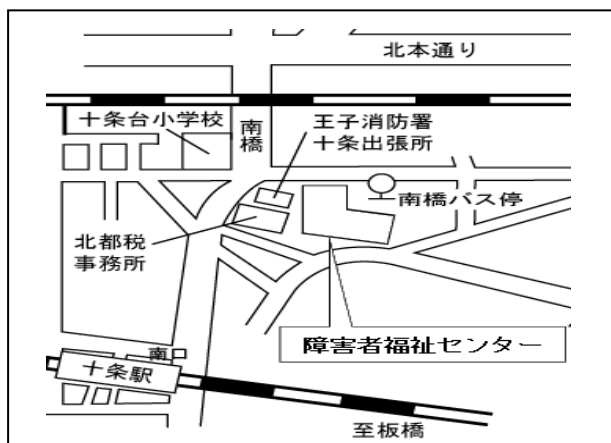
【ホームページ】<http://www.city.kita.tokyo.jp/shofuku/kenko/shogai/shisetsu/shogai/fukushi.html>

名 称	支援センターきらきら 運営主体：特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会		
施設種別	障害者地域活動支援センターⅠ型、相談支援事業		
設置目的	障害者がその有する能力及び適正に応じて、自立した日常生活又は社会生活が送れることを目的とし、サービス提供にあたっては障害者の人権を尊重し、自己決定と権利擁護の視点に立った援助を行う。		
住 所	〒114-0032 北区中十条 1-2-18 障害者福祉センター2 階		
電 話	03-3905-7201・7202	FAX	03-3905-7203
設置年月	平成 15 年 4 月	利用定員	制限なし（現在の登録者 349 名）
利用時間	月曜日～金曜日 10:00～19:00 土曜日 10:00～17:00	休 み	日・祝日・年末年始
利用対象者	・精神障害（通院している方） ・知的障害、身体障害の方（手帳をお持ちの方） ・難病の方		
利用手続	上記の連絡先にお問い合わせください。		
利用料金	無 料（プログラム参加時実費負担あり）		
通所方法	単独で通所		
活動内容	《相 談 支 援 事 業》 医療の悩み、生活の困りごと、各種制度の利用、対人関係のことなど、電話や面接で相談できます。 《オープンスペースの提 供》 友達とおしゃべりしたい、のんびり過ごしたいなど、気軽に利用できる空間を用意しています。 《プ ロ グ ラ ム 活 動》 食事会、趣味の講座等各種プログラムを実施しています。		

支援センターきらきら ～アクセス～



- 京浜東北線 東十条駅より徒歩 10 分
王子駅より徒歩 15 分
- 埼京線 十条駅より徒歩 10 分



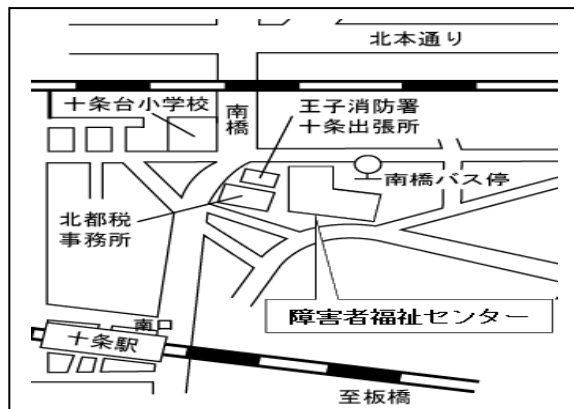
名 称	北区障害者地域自立生活支援室			運営主体：特定非営利活動法人 ピアネット北
施設種別	自立生活支援事業			
設置目的	北区に居住する障害のある方の生活を支援することにより、障害者の自立と社会参加の促進を目的としています。			
住 所	〒114-0032 北区中十条 1-2-18 障害者福祉センター2 階			
電 話	0 3－3 9 0 5－7 2 2 6	FAX	0 3－3 9 0 5－7 2 2 6	
設置年月	平成 15 年 4 月	利用定員	制限なし	
利用時間	月曜日～金曜日 10：00～19：00 土曜日 10：00～17：00	休 み	日・祝日・年末年始	
利用対象者	知的障害、身体障害、精神障害者の障害当事者及び、その親族等			
利用料金	無 料（プログラム参加時実費負担あり）	利用要件	北区在住、在勤、在学の方	

活動内容	（１）社会資源を活用する支援事業 ①障害者総合支援法制度による各種サービスの紹介及び利用についての援助 ②障害者（児）の支援に関する専門機関の紹介 ③外出、移動に関する相談 ④障害者の抱える問題に対する認識や、自立への方策を啓発するための講習・講演会の実施 ⑤福祉サービス情報を提供するための広報活動 （２）社会生活支援相談事業 ①福祉サービスの情報提供及び利用に関する相談 ②障害当事者による相談受付け・ピアカウンセリングの利用普及 （３）社会生活力を高める支援事業 ①自立生活支援個別計画に関わる助言 ②自立生活に関する講座・講習会の実施 ③社会生活に適応するための自己管理や対人関係などの生活面、健康管理のための学習会の開催 （４）居宅サービス事業所との連携に関する事業 （５）権利擁護のために必要な援助 （６）その他必要な事業			
------	---	--	--	--

北区障害者地域自立生活支援室 ～アクセス～



- 京浜東北線
東十条駅より徒歩 10 分
王子駅より徒歩 15 分
- 埼京線
十条駅より徒歩 10 分



【ホームページ】 <http://www.peernet.or.jp/>

名 称	北区社会福祉協議会			運営主体：社会福祉法人 社会福祉協議会
施設種別	社会福祉協議会			
設置目的	社会福祉協議会は、誰もが住み慣れた地域で、安心して、幸せに暮らすことができるような取り組みや事業を行っています。			
住 所	〒114-0021 北区岸町 1-6-17			
電 話	03－3906－2352（代表）	FAX	03－3905－4653	
設置年月	昭和 28 年 8 月 任意団体として北区社会福祉協議会設立			
受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：15 土曜日 8：30～12：30	休 み	日・祝日・年末年始	

地域みなさんと、ともに歩みます

『権利擁護センターあんしん北』

○福祉サービス利用援助事業

知的障害、精神障害の方が安心して地域で生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、年金証書などの書類預かり等の支援をします。ご本人と社会福祉協議会とが契約をして、支援を行います。＊契約後の支援は有料です。

○財産保全サービス

知的障害、精神障害の方で一人暮らしの世帯または対象者のみの世帯で、医師の確認が可能な方の定期及び定額の預貯金通帳、年金証書などを金融機関の貸金庫に保管するサービスを有料で行っています。

『当事者活動への助成』

○歳末たすけあい募金による助成事業

障害当事者団体をはじめ、地域でささえあい活動や地域福祉活動を行う団体に対して、助成を行っています。

『支援や援助を必要とする方のために』

○友愛ホームサービス

北区にお住まいの高齢の方や障害のある方、ひとり親家庭の養育者で一時的な支援が必要な方などに、地域で自立生活を続けるための支援を行います。外出や通院のときの付添い、また簡易な家事（掃除、買い物、衣替え、庭の草取りなど）、入院中の洗濯サービスなどを行っています。

○視覚障害者のガイドヘルパーの派遣

北区が交付した受給者証の決定内容に基づき、北区社会福祉協議会が基準該当居宅支援事業者として視覚障害者の方々と契約を締結することにより、通院介助及び同行援護サービスを提供いたします。

○ハンディキャプの貸出

車椅子ごと乗車できる電動リフト付きワゴン車をお貸しします。

○車椅子の貸出

北区在住の方で一時的に車いすが必要な方に無料で貸し出しています。

北区社会福祉協議会 ～アクセス～



○京浜東北線、南北線 王子駅より徒歩5分



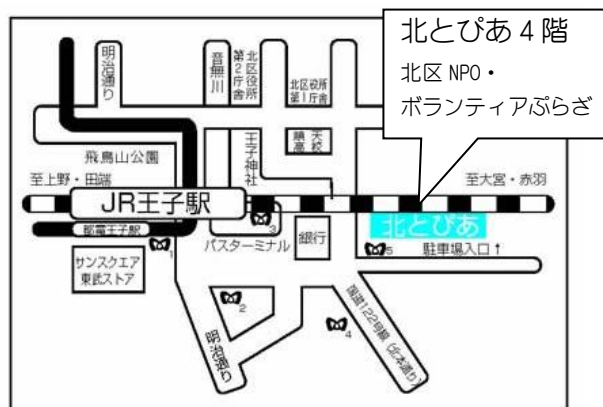
【ホームページ】<http://kitashakyo.or.jp/>

名 称	東京都北区 NPO・ボランティアぷらざ			運営主体：特定非営利活動法人 東京都北区市民活動推進機構	
施設種別	市民活動の推進と協働を促進するための施設				
設置目的	東京都北区 NPO・ボランティアぷらざは、「NPO・ボランティア活動促進指針」における「活動・参画の仕組みづくり（活動拠点の整備）」に基づき、北区が設立した全区的な市民活動の拠点です。特定非営利活動法人 東京都北区市民活動推進機構が、北区から指定管理者として指定され、運営しています。市民の非営利で、自主的、自発的に行われる公益的な活動を促進するための支援を行っています。				
住 所	〒114-8503 北区王子 1-11-1 北とぴあ 4 階				
電 話	03-5390-1771	FAX	03-5390-1778		
設置年月	平成 15 年 11 月				
利用時間	火曜日～土曜日 10：00～21：00 日曜日 10：00～17：00	休 み	月・祝日・年末年始		
活動内容	《研 修 事 業》 市民活動を活発にするための「ボランティア入門講座」「NPO 法人入門セミナー」「夏！体験ボランティア」「傾聴ボランティア講座」等を始め、研修・講座を行っています。 《ネットワーク推進事業》 「夢がかなう・地域が変わる」をキャッチフレーズに、人と人、団体と人、団体と団体などとのネットワークづくりを推進するための場づくり、「みにきた Web」北区市民活動情報サイトの運営といった事業を行っています。 《広 報 事 業》 北区内外の市民活動に関する情報を収集・掲載した「ぷらざ通信」「ぷらざニュース壁新聞」の発行といった事業を行っています。 《相 談 事 業》 NPO・ボランティア活動に関する各種相談、「ボランティア保険、行事保険」の相談・受付など専門的・個別的な相談に応じて、課題解決を支援する事業を行っています。 《活動環境整備事業》 NPO・ボランティアの活動を物理的に支援するため、会場、印刷機や紙折り機、ロッカー、図書等の貸出といった事業を行っております。 《災害ボランティアセンターの設置及び運営》 災害が発生した場合に、北区及び北区社会福祉協議会と特定非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構の三者共同で北区 NPO・ボランティアぷらざに「災害ボランティアセンター」を設置・運営し、災害時のボランティア活動を支援します。				

北区 NPO・ボランティアぷらざ ～アクセス



- 東京メトロ南北線
王子駅 5 番出口直結
- 京浜東北線
王子駅北口より徒歩 3 分
- 都電荒川線
王子駅前駅より徒歩 5 分

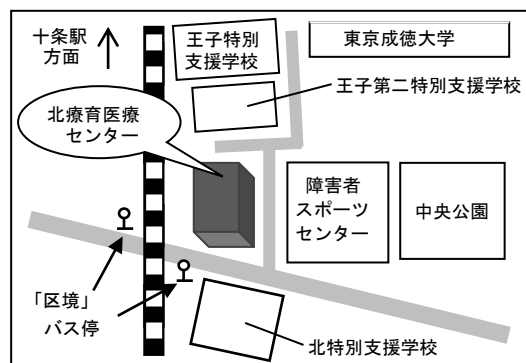


名 称	東京都立北療育医療センター			設置主体：東京都
施設種別	医療と療育の施設			
設置目的	北療育医療センターは、病院機能を持った、障害児・者を対象とした療育機関で、医療ケアを中心に在宅障害児者の地域生活を支援しております。			
住 所	〒114-0033 北区十条台 1-2-3			
電 話	0 3－3 9 0 8－3 0 0 1	FAX	0 3－3 9 0 8－2 9 8 4	
設置年月	昭和 37 年 7 月「東京都立北療育園」として開設 (昭和 60 年 7 月「東京都立北療育医療センター」に医療部門を加えて改称)			
概 要	医療、療育、在宅療育・生活支援の 3 つの事業を通じて、 ご本人とご家庭に安心をお届けしたいと願っています。			
	《医 療》 一般の医療機関では対応が難しい心身障害児・者への診療体制を整えています。			
	《療 育》 療育とは、肢体不自由児や重症心身障害児・者に対し、治療を行うとともにそれぞれの必要に応じて、機能訓練・言語治療・生活訓練・レクリエーションの提供などを通して発達支援や生活支援を行うものです。			
	<u>医療型障害児入所施設</u> 肢体不自由児を主な対象として、入所により、集団生活の中で、心と体の成長と発達を支援します。(定員 30 名)		<u>指定療養介護事業</u> 心身ともに重度の障害をもつ重症心身障害者を主な対象として、入所により、医療及び生活支援を行います。(定員 40 名)	
	<u>指定生活介護事業</u> 在宅の重症心身障害者を対象として、通所により、生活していくために必要な日常生活動作、運動機能等の低下予防、医療的ケアなどの支援をします。(1 日あたり定員 30 名)		<u>医療型児童発達支援センター</u> 6 歳未満の学齢前の肢体不自由児を主な対象として、母子で週 2 日～5 日当センターに通い、ご家族にも療育の知識や訓練の方法を身につけていただけるように支援します。(1 日あたり定員 40 名)	
《在宅療育・生活支援》 在宅障害児・者への支援事業として短期入所事業の他、医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・心理指導員・児童指導員・保育士・医療ソーシャルワーカーなどによる施設支援、保育所等訪問支援、外来相談・訪問など支援活動の範囲や内容は多岐にわたっています。				

東京都立北療育医療センター ～アクセス～



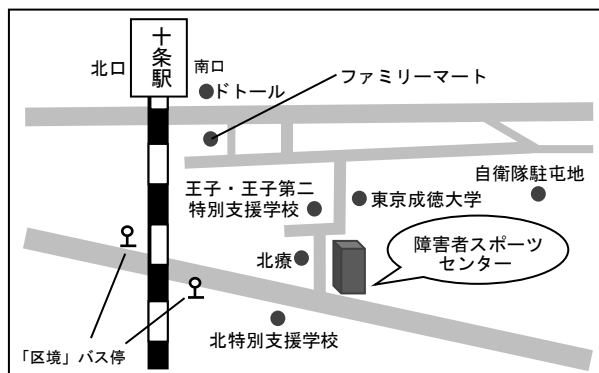
- 埼京線 十条駅南口より徒歩 10 分
- 京浜東北線 王子駅より
「板橋駅行」バス乗車「区境」下車
徒歩 2 分
- 王子駅、板橋駅、新板橋駅、下
板橋駅より、通園バス運行あり



【ホームページ】<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kitaryou/>

名 称	東京都障害者総合スポーツセンター			運営主体：公益社団法人 東京都 障害者スポーツ協会
施設種別	身体障害者福祉センター A 型（障害者社会参加支援施設）			
設置目的	当センターは、障害のある方々の健康増進と社会参加を促進するための障害者専用のスポーツ施設です。障害の種類、程度、スポーツの経験、利用の目的などに応じて支援を行います。			
住 所	〒114-0033 北区十条台 1-2-2			
電 話	0 3－3 9 0 7－5 6 3 1	FAX	0 3－3 9 0 7－5 6 1 3	
設置年月	昭和 61 年 5 月			
利用時間	・ 体育館、卓球室及びトレーニング室 9：00～20：30 ・ 集会室、印刷室、図書室及び録音室 9：00～21：00 ・ 室内温水プール 9：00～20：30（土曜日については団体専用時間あり） ・ 運動場、アーチェリー場、テニスコート及びスポーツ広場 ①春・夏期（4月から8月） 9：00～18：30 ②秋・冬期（9月から3月） 9：00～17：00 ※下記の期間、改修工事に伴い利用できない施設や施設の変更等があります。詳しくはセンターまでお問い合わせください。工事期間：平成 28 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日（予定） 【駐車場】 8：00～21：00 33 台（内、車椅子用 8 台）			
休 み	・ 毎週水曜日（その日が国民の祝日に当たる場合は原則として翌日） ・ 国民の祝日の翌日（その日が土・日曜日の場合は開館します。） ・ 年末年始（12／29～1／3）			
利用対象者	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方や、同程度の障がいのある方、また介護者や福祉増進を目的とする団体、その他特に都知事が認める方が利用できます。			
利用手続き	個人で施設を利用する場合は、初回に利用証の交付を受け、その後は利用証を提示して利用することができます。また団体利用や宿泊室利用の場合は、3ヶ月前の当日から来館または電話・FAXにより予約を受付いたします。			
利用料金	無料（宿泊を除く）			
事業内容	《主な事業》 日常の施設利用支援、スポーツ相談の実施、スポーツ教室の開催、記録会、地域交流事業、講習会等 障害のある方がいつでも一人で来ても、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しんでいただくことができます。障害のある方の豊かな交流の場となるよう、ご利用、ご参加を心からお待ちしております。			

東京都障害者総合スポーツセンター ～アクセス～



- 埼京線 十条駅南口より徒歩 10 分 ○京浜東北線 王子駅より「板橋駅行」バス乗車「区境」下車すぐ
- 京浜東北線 王子駅と山手線、埼京線、湘南新宿ライン 池袋駅南口より無料送迎バスを運行しています。
- ※池袋便は西巣鴨駅を経由しています。

【ホームページ】<http://tsad-portal.com>

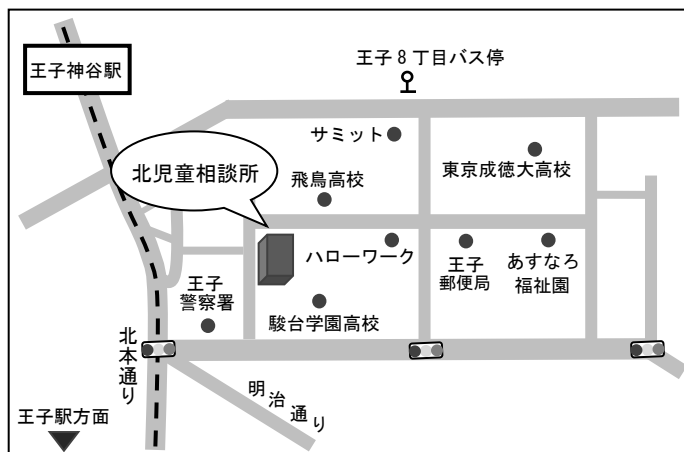
名 称	東京都北児童相談所			運営主体：東京都
施設種別	児童相談所			
設置目的	児童（18 歳未満）のあらゆる問題について児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談に応じ、各種の判定、診断、援助を行います。			
住 所	〒114-0002 北区王子 6-1-12			
電 話	0 3－3 9 1 3－5 4 2 1	FAX	0 3－3 9 1 3－9 0 4 8	
設置年月	昭和 23 年 6 月	地 域	北区、荒川区、板橋区	
利用時間	月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く） ※虐待等、緊急性のある相談には、夜間・土曜日・日曜日・祝日（年末年始を含む）も東京都児童相談センター（電話 03-5937-2330）で対応しています。			
利用対象者	18歳未満の児童			
利用方法	電話、来所			
支援内容	このような相談に応じています ○虐待など、子どもの人権に関わる問題があるとき。 ○保護者の病気、死亡、家出などの事情で子どもが家庭で生活できなくなったとき。 ○落ち着きがない、乱暴、友達ができない、学校に行きたがらない、チック、夜尿などがあり心配なとき。 ○家出、万引き、夜遊びなどがあるとき。 ○知的発達遅れの遅れ、肢体不自由、ことばの遅れ、自閉傾向等があるとき。 ○愛の手帳の交付に関する相談があるとき。 ○里親として子どもを育てたいとき。 ○その他、18歳未満の子どもについての相談があるとき。 *相談内容については、全て秘密を守ります。			

東京都北児童相談所 ～アクセス～



○南北線 王子神谷駅より徒歩 7分

○京浜東北線 王子駅より「新田1丁目行」バス乗車「王子四丁目」下車徒歩約3分



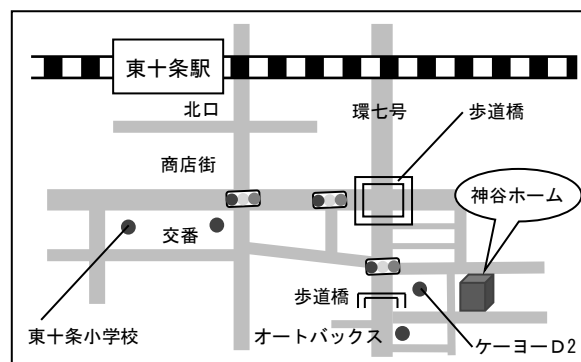
【ホームページ】 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/info/jisou_info/kita.html

名 称	北区立神谷ホーム 運営主体：社会福祉法人 東京都知的障害者育成会		
施設種別	共同生活援助（グループホーム）		
設置目的	北区立神谷ホームは、就労または就労支援施設等へ通所している知的障害者で将来の自立を希望している方を対象に生活の場を提供し、地域社会での自立生活の支援を行う施設です。		
住 所	〒115-0043 北区神谷 2-3-8	電 話	03-3598-3111
事務所住所	〒114-0032 北区中十条 1-2-18 北区障害者福祉センター 庶務相談係	事務所電話	03-3905-7111
設置年月	平成7年2月	利用定員	4名（現在の利用者数 4名）
利用時間	24 時間		
利用対象者	障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方で共同生活援助を受けようとする方		
利用手続	障害者福祉センター 庶務相談係（03-3905-7111）にお問い合わせください。 ※申請には申込者の住民票、愛の手帳、在職証明書等、給与支払証明書（前年分）などが必要となります。		
利用料金	月額 24,000 円（収入額により減額または免除が受けられる場合があります） この利用料のほか、光熱水費、食費にかかる実費相当額などが必要です。		
活動内容	○食事の提供 ○健康管理 ○対人関係の支援 ○金銭管理の支援		

北区立神谷ホーム ～アクセス～



- 南北線 王子神谷駅より
徒歩約 11 分
- 京浜東北線 東十条駅より
徒歩約 11 分



【ホームページ】 <http://www.city.kita.tokyo.jp/shofuku/kenko/shogai/shisetsu/shisetsu/chiteki/index.html>

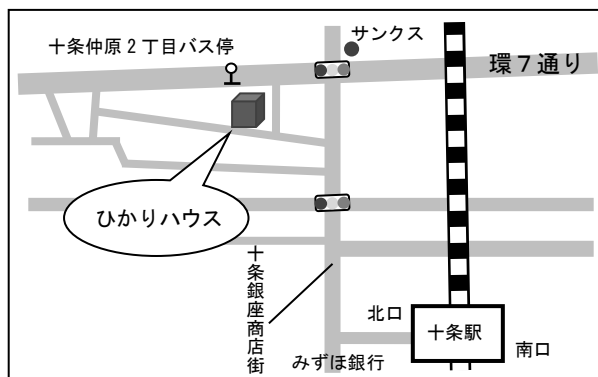
名 称	田端みどり荘 運営主体：社会福祉法人 東京都知的障害者育成会														
施設種別	共同生活援助（グループホーム）														
設置目的	知的に障害がある方が、世話人の支援（食事の提供、金銭管理、健康管理など）を受けながら、共同で自立生活を送る場です。														
住 所	〒114-0014 北区田端 3-10-4														
電 話	03-3823-0695	FAX	03-3823-0695												
設置年月	平成7年10月	利用定員	5名												
利用時間	24時間														
利用対象者	愛の手帳をお持ちの方														
利用手続	城北地域生活支援センター（03-5303-9453）にお問い合わせください。														
利用料金	家賃、食費、日用品費、光熱水費 その他、障害者総合支援法による利用者負担額														
活動内容	《一日の流れ》 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>6：30～</td> <td>朝食</td> </tr> <tr> <td>7：00～</td> <td>出勤（日中は会社や作業所などに通っています。）</td> </tr> <tr> <td>17：00～</td> <td>帰寮</td> </tr> <tr> <td>18：00～</td> <td>夕食</td> </tr> <tr> <td>19：30～</td> <td>入浴</td> </tr> <tr> <td>22：00～</td> <td>就寝</td> </tr> </table> ※一日の流れは、個々によって異なります。			6：30～	朝食	7：00～	出勤（日中は会社や作業所などに通っています。）	17：00～	帰寮	18：00～	夕食	19：30～	入浴	22：00～	就寝
6：30～	朝食														
7：00～	出勤（日中は会社や作業所などに通っています。）														
17：00～	帰寮														
18：00～	夕食														
19：30～	入浴														
22：00～	就寝														
田端みどり荘 ～アクセス～ ○山手線 駒込駅東口より徒歩7分 ○山手線、京浜東北線 田端駅より徒歩10分															

名 称	煌 荘 運営主体：社会福祉法人 東京都知的障害者育成会												
施設種別	共同生活援助（グループホーム）												
設置目的	知的に障害がある方が、世話人の支援（食事の提供、金銭管理、健康管理など）を受けながら、共同で自立生活を送る場です。												
住 所	〒114-0023 北区滝野川 2-52-1												
電 話	03-3918-0809	FAX	03-3918-0809										
設置年月	昭和 62 年 11 月	利用定員	4 名										
利用時間	24 時間												
利用対象者	愛の手帳をお持ちの方												
利用手続	城北地域生活支援センター（03-5303-9453）にお問い合わせください。												
利用料金	家賃、食費、日用品費、光熱水費 その他、障害者総合支援法による利用者負担額												
活動内容	《一日の流れ》 <table border="1"> <tr> <td>6：30～</td> <td>起床、朝食</td> </tr> <tr> <td>7：30～8：30</td> <td>出勤（日中は会社や作業所などに通っています。）</td> </tr> <tr> <td>17：00～18：30</td> <td>帰寮、入浴</td> </tr> <tr> <td>18：30～</td> <td>夕食</td> </tr> <tr> <td>22：00～23：00</td> <td>就寝</td> </tr> </table> ※一日の流れは、個々によって異なります。			6：30～	起床、朝食	7：30～8：30	出勤（日中は会社や作業所などに通っています。）	17：00～18：30	帰寮、入浴	18：30～	夕食	22：00～23：00	就寝
6：30～	起床、朝食												
7：30～8：30	出勤（日中は会社や作業所などに通っています。）												
17：00～18：30	帰寮、入浴												
18：30～	夕食												
22：00～23：00	就寝												
煌 荘 ～アクセス～ ○荒川線 滝野川一丁目より徒歩 6 分 ○京浜東北線、南北線 王子駅より徒歩 8 分													

名 称	西ヶ原寮 運営主体：社会福祉法人 東京都知的障害者育成会												
施設種別	共同生活援助（グループホーム）												
設置目的	知的に障害がある方が、世話人の支援（食事の提供、金銭管理、健康管理など）を受けながら、共同で自立生活を送る場です。												
住 所	〒114-0024 北区西ヶ原 3-53-14												
電 話	03-3917-3343	FAX	03-3917-3343										
設置年月	平成3年10月	利用定員	4名										
利用時間	24 時間												
利用対象者	愛の手帳をお持ちの方												
利用手続	城北地域生活支援センター（03-5303-9453）にお問い合わせください。												
利用料金	家賃、食費、日用品費、光熱水費 その他、障害者総合支援法による利用者負担額												
活動内容	《一日の流れ》 <table border="1"> <tr> <td>6：30～</td> <td>起床、朝食</td> </tr> <tr> <td>6：30～8：00</td> <td>出勤</td> </tr> <tr> <td>17：00～</td> <td>帰寮、入浴</td> </tr> <tr> <td>18：30～</td> <td>夕食、前日準備</td> </tr> <tr> <td>22：00～</td> <td>消灯、就寝</td> </tr> </table> ※一日の流れは、個々によって異なります。			6：30～	起床、朝食	6：30～8：00	出勤	17：00～	帰寮、入浴	18：30～	夕食、前日準備	22：00～	消灯、就寝
6：30～	起床、朝食												
6：30～8：00	出勤												
17：00～	帰寮、入浴												
18：30～	夕食、前日準備												
22：00～	消灯、就寝												
西ヶ原寮 ～アクセス～ ○都電荒川線 滝野川一丁目駅より徒歩4分 ○南北線 西ヶ原駅より徒歩7分													

名 称	ひかりハウス 運営主体：特定非営利活動法人 心の会^{つどい}ピュア		
施設種別	共同生活援助（グループホーム）		
設置目的	知的障害のある方が、地域の中で自立した生活が送れるように、居住の場と日常生活に必要な援助を提供しています。		
住 所	〒114-0031 北区十条仲原 2-9-1-1A		
電 話	03-5963-6901	FAX	03-5963-6903
設置年月	平成 19 年 4 月	利用定員	4 名（現在の利用者数 4 名）（女性のみ）
利用時間	年中無休 24 時間		
利用対象者	・ 18 歳以上の女性で、愛の手帳（3 度又は、4 度）をお持ちの方 ・ 障害程度区分なし～区分 2 の方（区分 3 の方は要相談）（身の回りのこと、掃除・洗濯などができる方）		
利用手続	上記電話番号にお問い合わせいただくか、北区健康福祉部障害福祉課障害相談（王子・赤羽）係までご相談ください。		
利用料金	1 ヶ月の利用料は 8 万円となっております。 （家賃：40,000 円、食費：25,000 円、光熱費：10,000 円、雑費：5,000 円）		
活動内容	《一日の流れ》※一日の流れは、個々の就労時間によって異なります。 7:00～ 朝食 8:00～ 出勤 17:30～ 帰宅・夕食 21:00～ 就寝 《行 事》 誕生日会、クリスマス会、 1～2 年に 1 度宿泊旅行 利用者の方が、一人で生活できるように支援しています。 		

ひかりハウス ～アクセス～



- 埼京線 十条駅北口より 徒歩 10 分 ○京浜東北線 東十条駅北口より 徒歩 10 分
- 王子駅前より、「新宿西口行」又は「上板橋駅行」バス乗車「十条仲原二丁目」下車 目の前
- 赤羽駅前より、「赤羽車庫行」又は「高円寺駅行」バス乗車「十条仲原二丁目」下車 目の前

名 称	運営主体：社会福祉法人 あゆみハウス		
施設種別	共同生活援助（グループホーム）4 室		
設置目的	知的障害のある方が地域で自立した生活ができるように、居住の場と日常生活に必要な援助を提供します。		
住 所	〒114-0031 北区十条仲原（番地非公開）	事務所住所	〒114-0032 北区中十条 4-3-2
電 話	03-3905-3590（事務所）	FAX	03-3905-3590（事務所）
設置年月	平成 18 年 1 月	利用定員	4 名
利用時間	年中無休 24 時間 （職員勤務時間：月曜日～金曜日 8：00～21：00 祝祭日除く）（3 種のシフト勤務）		
利用対象者	愛の手帳を所持されている方 ※その他条件があります。詳しくは事業所にお問合せください。		
利用手続	事務所にお問い合わせいただくか、北区健康福祉部障害福祉課障害相談（王子・赤羽）係までご相談ください。		
利用料金	・サービス利用料：障害者総合支援法に準じ利用料が決まります。 ・家賃：37,000 円～43,000 円 ※所得に応じて最大 24,000 円の家賃助成を受けることができます。ほか、10,000 円の家賃補助があります。 ・預り金（食費・水道光熱費・日用品）：30,000 円（毎月）翌月初に精算		
活動内容	《活動内容》 ・日常生活における相談や金銭管理、服薬管理、健康管理など必要な支援を行います。 ・月～金曜日の朝・夕の食事を提供します。 ・ご自分でできるところはやっていただきながら、職員がそれらを補うかたちで共同生活を送っています 《行 事》 ミーティング（月 1 回程度）、日帰りレク、忘年会、嘱託医面談、その他		

あゆみハウス ～アクセス～

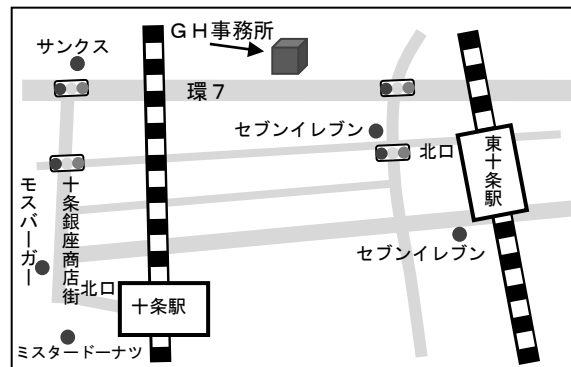
○京浜東北線 東十条駅北口より徒歩 10 分

○埼京線 十条駅北口より徒歩 10 分



グループホーム
事務所地図

あゆみハウス
部屋の様子



○京浜東北線 東十条駅北口より徒歩 10 分

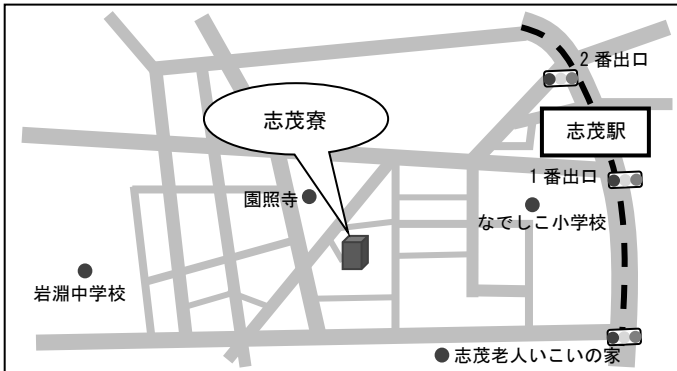
○埼京線 十条駅北口より徒歩 10 分

【ホームページ】 <http://aym.or.jp>

名 称	志茂寮・第二志茂寮			運営主体：特定非営利活動法人 幸生会																
施設種別	共同生活援助（グループホーム）																			
設置目的	住み慣れた地域において障害者本人の意向を十分に尊重し生き生きとした日常生活を過ごせるグループホームを提供し、また、地域を通じて多くの知的障害の方に積極的に社会参加ができる豊かな社会の実現に寄与することを目的としています。																			
住 所	〒115-0042 北区志茂 1-27-10																			
電 話	03-3598-0526	FAX	03-3598-0526																	
設置年月	平成 18 年 10 月（法人認証）	利用定員	志茂寮 4 名（現在の利用者数 4 名） 第二志茂寮 2 名（現在の利用者数 2 名）																	
利用時間	24 時間（1 年を通じた継続的な支援体制）																			
利用対象者	18 歳以上の愛の手帳をお持ちの方																			
利用手続	利用を希望される方は北区に申請し、障害程度区分の認定を受け、障害福祉サービス受給者証の交付後、事業者と利用契約を結びます。																			
利用料金	サービス料の 1 割負担（所得に応じ月額上限限度額が決定されます。） 食費：1 ヶ月 25,000 円、家賃：1 ヶ月 40,000 円、高熱水費：1 ヶ月 12,000 円、日用品費：1 ヶ月 3,000 円																			
利用方法	事務所（TEL:03-6915-4047 FAX:03-6915-4057）まで、お問い合わせ下さい。																			
活動内容	《一日の流れ》※一日の流れは、個々によって異なります。 <table><tr><td>6：30</td><td>起床・歯磨き・着替え</td></tr><tr><td>7：00</td><td>朝食・各出勤の準備</td></tr><tr><td>9：30</td><td>出勤（作業所、一般就労）</td></tr><tr><td>16：30</td><td>帰宅（帰宅順に入浴）</td></tr><tr><td>18：00</td><td>夕食</td></tr><tr><td>20：00</td><td>自由時間</td></tr><tr><td>22：00</td><td>就寝</td></tr><tr><td>22：30</td><td>各部屋の見回り</td></tr></table> 《業務内容》 ・日常生活の援助 ・個別支援 ・健康への配慮 ・金銭管理の援助 ・関係機関との連携 ・緊急対応 ・余暇活動の援助				6：30	起床・歯磨き・着替え	7：00	朝食・各出勤の準備	9：30	出勤（作業所、一般就労）	16：30	帰宅（帰宅順に入浴）	18：00	夕食	20：00	自由時間	22：00	就寝	22：30	各部屋の見回り
6：30	起床・歯磨き・着替え																			
7：00	朝食・各出勤の準備																			
9：30	出勤（作業所、一般就労）																			
16：30	帰宅（帰宅順に入浴）																			
18：00	夕食																			
20：00	自由時間																			
22：00	就寝																			
22：30	各部屋の見回り																			

志茂寮・第二志茂寮 ～アクセス～





○南北線 志茂駅より徒歩 4 分

○埼京線、京浜東北線 赤羽駅より徒歩 12 分

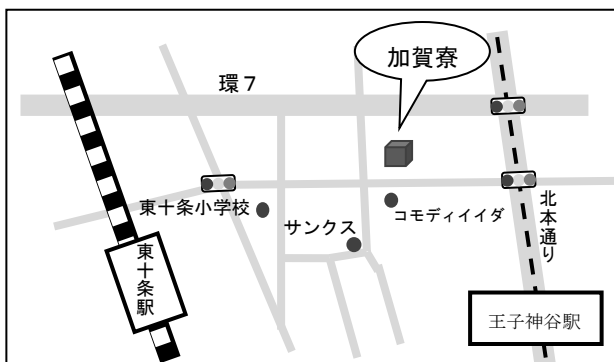
名 称	第三志茂寮			運営主体：特定非営利活動法人 幸生会																
施設種別	共同生活援助（グループホーム）																			
設置目的	住み慣れた地域において障害者本人の意向を十分に尊重し生き生きとした日常生活を過ごせるグループホームを提供し、また、地域を通じて多くの知的障害の方に積極的に社会参加ができる豊かな社会の実現に寄与することを目的としています。																			
住 所	〒115-0042 北区志茂 1-30-4																			
電 話	03-5939-6228	FAX	03-5939-6228																	
設置年月	平成 27 年 1 月（法人認証）	利用定員	3 名																	
利用時間	24 時間（1 年を通じた継続的な支援体制）																			
利用対象者	18 歳以上の愛の手帳をお持ちの方																			
利用手続	利用を希望される方は北区に申請し、障害程度区分の認定を受け、障害福祉サービス受給者証の交付後、事業者と利用契約を結びます。																			
利用料金	サービス料の 1 割負担（所得に応じ月額上限限度額が決定されます。） 食費：1 ヶ月 25,000 円、家賃：1 ヶ月 43,000 円～47,000 円、高熱水費：1 ヶ月 12,000 円、日用品費：1 ヶ月 3,000 円																			
利用方法	事務所（TEL:03-6915-4047 FAX:03-6915-4057）まで、お問い合わせ下さい。																			
活動内容	《一日の流れ》※一日の流れは、個々によって異なります。 <table><tr><td>6：30</td><td>起床・歯磨き・着替え</td></tr><tr><td>7：00</td><td>朝食・各出勤の準備</td></tr><tr><td>9：30</td><td>出勤（作業所、一般就労）</td></tr><tr><td>16：30</td><td>帰宅（帰宅順に入浴）</td></tr><tr><td>18：00</td><td>夕食</td></tr><tr><td>20：00</td><td>自由時間</td></tr><tr><td>22：00</td><td>就寝</td></tr><tr><td>22：30</td><td>各部屋の見回り</td></tr></table> 《業務内容》 ・日常生活の援助 ・個別支援 ・健康への配慮 ・金銭管理の援助 ・関係機関との連携 ・緊急対応 ・余暇活動の援助				6：30	起床・歯磨き・着替え	7：00	朝食・各出勤の準備	9：30	出勤（作業所、一般就労）	16：30	帰宅（帰宅順に入浴）	18：00	夕食	20：00	自由時間	22：00	就寝	22：30	各部屋の見回り
6：30	起床・歯磨き・着替え																			
7：00	朝食・各出勤の準備																			
9：30	出勤（作業所、一般就労）																			
16：30	帰宅（帰宅順に入浴）																			
18：00	夕食																			
20：00	自由時間																			
22：00	就寝																			
22：30	各部屋の見回り																			
第三志茂寮 ～アクセス～ ○京浜東北線 赤羽駅より徒歩 12 分																				

名 称	加賀寮			運営主体：特定非営利活動法人 幸生会																
施設種別	共同生活援助（グループホーム）																			
設置目的	住み慣れた地域において障害者本人の意向を十分に尊重し生き生きとした日常生活を過ごせるグループホームを提供し、また、地域を通じて多くの知的障害の方に積極的に社会参加ができる豊かな社会の実現に寄与することを目的としています。																			
住 所	〒115-0043 北区神谷 1 - 28 - 22																			
電 話	0 3 - 6 3 2 4 - 3 0 1 8	FAX	0 3 - 6 3 2 4 - 3 0 1 8																	
設置年月	平成 18 年 10 月（法人認証）	利用定員	6 名（現在の利用者数 6 名）																	
利用時間	24 時間（1 年を通じた継続的な支援体制）																			
利用対象者	18 歳以上の愛の手帳をお持ちの方																			
利用手続	利用を希望される方は北区に申請し、障害程度区分の認定を受け、障害福祉サービス受給者証の交付後、事業者と利用契約を結びます。																			
利用料金	サービス料の 1 割負担（所得に応じ月額上限限度額が決定されます。） 食費：1 ヶ月 25,000 円、家賃：1 ヶ月 40,000 円、高熱水費：1 ヶ月 12,000 円、日用品費：1 ヶ月 3,000 円																			
通所方法	事務所（TEL:03-6915-4047 FAX:03-6915-4057）まで、お問い合わせ下さい。																			
活動内容	《一日の流れ》※一日の流れは、個々によって異なります。 <table><tr><td>6：30</td><td>起床・歯磨き・着替え</td></tr><tr><td>7：00</td><td>朝食・各出勤の準備</td></tr><tr><td>9：30</td><td>出勤（作業所、一般就労）</td></tr><tr><td>16：30</td><td>帰宅（帰宅順に入浴）</td></tr><tr><td>18：00</td><td>夕食</td></tr><tr><td>20：00</td><td>自由時間</td></tr><tr><td>22：00</td><td>就寝</td></tr><tr><td>22：30</td><td>各部屋の見回り</td></tr></table> 《業務内容》 ・日常生活の援助 ・個別支援 ・健康への配慮 ・金銭管理の援助 ・関係機関との連携 ・緊急対応 ・余暇活動の援助				6：30	起床・歯磨き・着替え	7：00	朝食・各出勤の準備	9：30	出勤（作業所、一般就労）	16：30	帰宅（帰宅順に入浴）	18：00	夕食	20：00	自由時間	22：00	就寝	22：30	各部屋の見回り
6：30	起床・歯磨き・着替え																			
7：00	朝食・各出勤の準備																			
9：30	出勤（作業所、一般就労）																			
16：30	帰宅（帰宅順に入浴）																			
18：00	夕食																			
20：00	自由時間																			
22：00	就寝																			
22：30	各部屋の見回り																			

加賀寮 ～アクセス～



○東京メトロ南北線 王子神谷駅徒歩 10 分

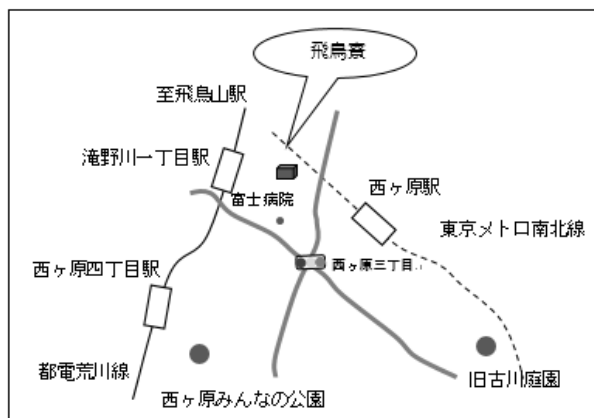


○京浜東北線、根岸線東十条駅より徒歩 8 分

名 称	飛鳥寮			運営主体：特定非営利活動法人 幸生会
施設種別	共同生活援助（グループホーム）			
設置目的	主に知的障害をお持ちの方の地域生活の支援			
住 所	〒114-0024 北区西ヶ原 2-33-2			
電 話	0 3－5 9 4 4－5 8 8 0	FAX	0 3－5 9 4 4－5 8 8 0	
設置年月	平成 28 年 3 月	利用定員	5 名	
利用時間	24 時間	休 み	なし（土・日・祝の食事提供は休み）	
利用対象者	主に知的障害をお持ちの方			
利用手続	ご本人がお住まいの区や市の相談窓口で相談・お申込みを行います			
利用料金	90,000～95,000（家賃、食費、光熱水費、日用品費、管理費）			
活動内容	広く一般市民を対象として、特に障害を持つ方たちに、住み慣れた地域において、障害者本人の意向を十分に尊重し、生き生きとした日常生活を過ごせるグループホームを提供し、地域を通じて多くの障害を持つ方に積極的に社会参加ができる豊かな社会の実現に寄与する事を目的としております。			

飛鳥寮 ～アクセス～

- 都電荒川線飛鳥山駅下車 徒歩約 7 分
- 東京メトロ南北線西ヶ原駅徒歩約 6 分

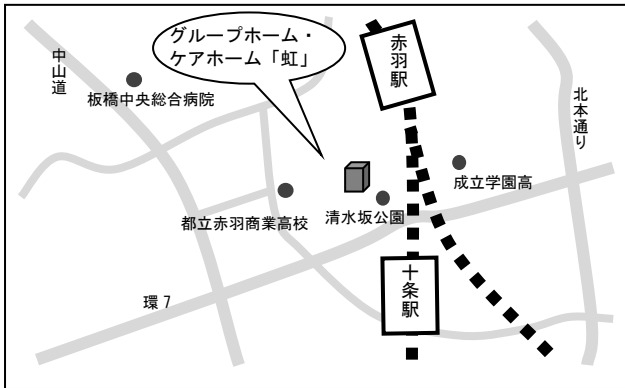


【ホームページ】 [Http://www.kousei-kai.com](http://www.kousei-kai.com)

名 称	グループホーム・ケアホーム「虹」			運営主体：特定非営利活動法人 障害者の生活を支援する会																						
施設種別	共同生活援助（グループホーム）																									
設置目的	グループホーム・ケアホーム入居の皆様の地域での生活支援を目的とし、入居の方、各自できないところを、ほんの少し支援します。																									
住 所	〒114-0031 北区十条仲原 4－19－6																									
電 話	0 3－5 9 4 8－8 3 0 6	FAX	0 3－5 9 4 8－8 3 0 6																							
設置年月	平成 25 年 6 月 1 日	利用定員	4 名（現在の利用者数 4 名）																							
利用時間	24 時間・年中無休																									
利用対象者	知的障害者																									
利用手続	上記電話番号にお問い合わせ下さい。																									
利用料金	80,000 円 （家賃 35,000 円 食材費 25,000 円 日用品費 5,000 円 光熱水費 15,000 円） 90,000 円 （家賃 45,000 円 食材費 25,000 円 日用品費 5,000 円 光熱水費 15,000 円）																									
通所方法	各自、バス・電車・都電等を利用し、一般企業・作業所等に通っています。																									
活動内容	<table><thead><tr><th>一日の日程</th><th>活動内容</th><th>行事</th></tr></thead><tbody><tr><td>6：00～ 起床・朝食</td><td>朝食・夕食の提供</td><td>誕生会</td></tr><tr><td>7：00～ 出勤</td><td>通院・買物等同行</td><td>避難訓練</td></tr><tr><td>17：00～ 帰寮・入浴</td><td>諸手続代行</td><td>新年会・忘年会</td></tr><tr><td>18：00～ 夕食</td><td>夜間防災支援</td><td>一泊旅行</td></tr><tr><td>21：00～ 消灯・就寝</td><td>健康管理等</td><td>大掃除</td></tr><tr><td></td><td>ホーム新聞発行</td><td></td></tr></tbody></table>					一日の日程	活動内容	行事	6：00～ 起床・朝食	朝食・夕食の提供	誕生会	7：00～ 出勤	通院・買物等同行	避難訓練	17：00～ 帰寮・入浴	諸手続代行	新年会・忘年会	18：00～ 夕食	夜間防災支援	一泊旅行	21：00～ 消灯・就寝	健康管理等	大掃除		ホーム新聞発行	
一日の日程	活動内容	行事																								
6：00～ 起床・朝食	朝食・夕食の提供	誕生会																								
7：00～ 出勤	通院・買物等同行	避難訓練																								
17：00～ 帰寮・入浴	諸手続代行	新年会・忘年会																								
18：00～ 夕食	夜間防災支援	一泊旅行																								
21：00～ 消灯・就寝	健康管理等	大掃除																								
	ホーム新聞発行																									

グループホーム・ケアホーム「虹」～アクセス～

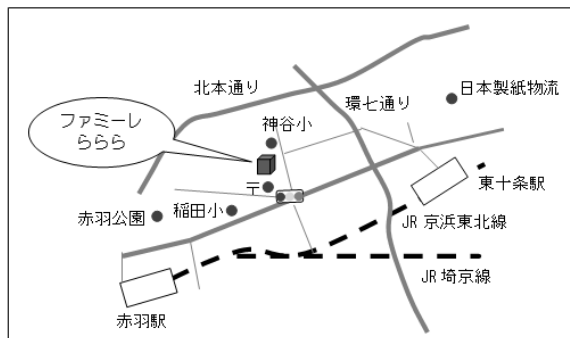




○JR 埼京線赤羽駅西口より徒歩約 15 分

名 称	ファミリーららら			運営主体：社会福祉法人 さざんかの会
施設種別	共同生活援助（グループホーム）			
設置目的	「自分らしく、望んだ地域で、いきいきと暮らしたい」そんなひとり、ひとりの想いに応えるために開所しました。			
住 所	〒115－0043 北区神谷 2－37－13			
電 話	0 3－5 9 3 9－6 0 6 7	FAX	0 3－5 9 3 9－6 0 6 8	
設置年月	平成 2 8 年 1 1 月	利用定員	1 0 名	
利用時間	年中無休 24 時間	休 み	なし	
利用対象者	主に知的に障害がある方			
利用手続	上記の電話番号までお問い合わせください。			
利用料金	上記の電話番号までお問い合わせください。			
通所方法	各自、バス、電車等を利用し、作業所および福祉園に通っています。			
活動内容	【一日の流れ】＊平日（個人によって異なります） 6：00 起床 6：30 朝食 7：00 出発支度 8：00 出勤または通所 16：30 頃 帰寮 17：00 入浴 18：00 夕食 21：30 就寝			

ファミリーららら～アクセス～



○JR 赤羽駅南口より徒歩 10 分 ○JR 東十条駅より徒歩 15 分

【ホームページ】 <http://sazanka.info/>

名 称	ドリームハウスⅠ			運営主体：社会福祉法人 ドリームヴィ
施設種別	共同生活援助（グループホーム）			
設置目的	一人ひとりの個性を大切にしながら「夢（自立）」の実現を目指して、居住の場と日常生活に必要な援助を提供しています。一般企業に全員（10 名）就職し、次のステップを目指します。			
住 所	〒114-0034 北区上十条 3-25-13			
電 話	0 3－5 9 2 4－0 4 0 0	FAX	0 3－5 9 2 4－0 4 0 0	
設置年月	平成 15 年 4 月・平成 25 年 10 月増床（5 名～10 名へ）			
利用定員	10 名（女性 7 名、男性 3 名）			
利用時間	24 時間			
利用対象者	愛の手帳をお持ちの方			
利用料金	1 ヶ月 80,000 円（家賃、共益費、食費）			
活動内容	《一日の流れ》※一日の流れは、個々によって異なります。 5：15～7：00 起床・朝食 6：10～9：00 出勤 15：30～18：30 帰所・入浴 19：00～ 夕食 22：00～ 自室で過す 《行 事》 誕生日会、季節行事 仕事での疲れを癒し、 明日への活力を生む 暮しの場作りを目指し ています。			

ドリームハウスⅠ ～アクセス～



○埼京線 十条駅より徒歩 10 分



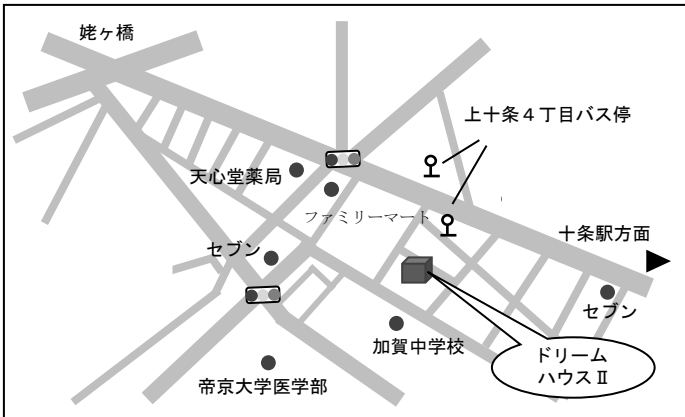
【ホームページ】<http://www.dream-v.or.jp/>

名 称	ドリームハウスⅡ			運営主体：社会福祉法人 ドリームヴィ	
施設種別	共同生活援助（グループホーム）				
設置目的	一人ひとりの個性を大切にしながら「夢（自立）」の実現を目指して、居住の場と日常生活に必要な援助を提供しています。知的障害の重たい方々を支援しています。				
住 所	〒114-0034 北区上十条 3-11-2				
電 話	03-3906-7757	FAX	03-3906-7757		
設置年月	平成 16 年 5 月	利用定員	8 名（現在の利用者数 8 名） 男 4 名 女 4 名		
利用時間	24 時間				
利用対象者	愛の手帳をお持ちの方				
利用料金	1 ヶ月 80,000 円（家賃、共益費、食費）				
活動内容	《一日の流れ》※一日の流れは、個々によって異なります。 6：00～ 起床 7：00～ 朝食 8：00～ 出勤 17：30～ 帰寮・入浴 18：00～ 夕食・前日準備 22：00～ 消灯・就寝 《行 事》 誕生日会、クリスマス会 自分の居場所を確立し、 一人ひとりの個性を発揮 しながら充実した生活を 送っています。				

ドリームハウスⅡ ～アクセス～



○埼京線 十条駅より徒歩 8 分



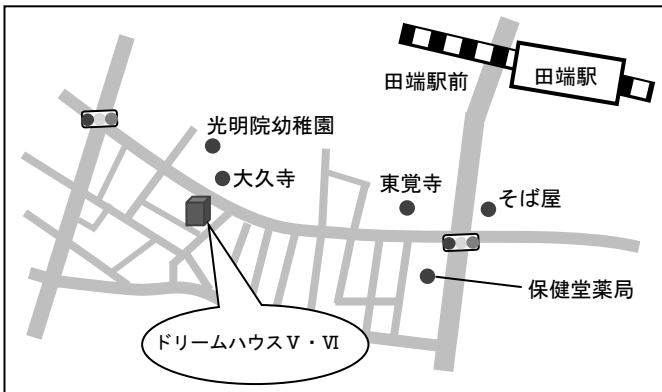
【ホームページ】 <http://www.dream-v.or.jp/>

名 称	ドリームハウスⅤ・Ⅵ			運営主体：社会福祉法人 ドリームヴィ
施設種別	共同生活援助（グループホーム）			
設置目的	一人ひとりの個性を大切にしながら「夢（自立）」の実現を目指して、居住の場と日常生活に必要な援助を提供しています。			
住 所	〒114-0014 北区田端 3-12-11			
電 話	03-5815-7753	FAX	03-5815-7753	
設置年月	平成 21 年 4 月			
利用定員	ドリームハウスⅤ：男性 5 名（現在の利用者数 5 名） ドリームハウスⅥ：女性 5 名（現在の利用者数 5 名）			
利用時間	24 時間			
利用対象者	愛の手帳をお持ちの方			
利用料金	1 ヶ月 80,000 円（家賃、共益費、食費）			
活動内容	《一日の流れ》※一日の流れは、個々によって異なります。			
	6：00～	【起床】 起床後に出勤前の身支度を行います。		
	7：00～	【朝食準備・朝食・歯磨き・服薬】 出勤前に再度、忘れ物等の確認をします。		
	8：00～	【出勤】 それぞれ出勤時間が異なります。各自、遅刻のないように出勤していきます。		
	9：00～	【世話人による環境整備】 各フロアーの清掃・入居者衣類洗濯・食材の購入・通院介助		
	16：00～	【帰寮】 入居者がそれぞれの職場からハウスへ戻ってきます。		
	16：30～	【入浴準備・入浴（前半）】 帰寮時間が異なるために夕食前に入浴する人は準備をし、入浴します。		
	18：00～	【夕食準備・夕食・服薬・歯磨き・前日準備】		
	19：00～	【入浴（後半）・余暇の時間】 入浴の済んでない人は入浴をし、明日の準備を行います。入浴の済んでいる人は余暇の時間を楽しみます。		
	21：00～	【消灯・就寝】 寝る時間は様々ですがこの時間になったら部屋の明かりを消し布団には入ります。		
《行 事》誕生日会、クリスマス会等				

ドリームハウスⅤ・Ⅵ ～アクセス～



○山手線、京浜東北線 田端駅北口より徒歩 8 分

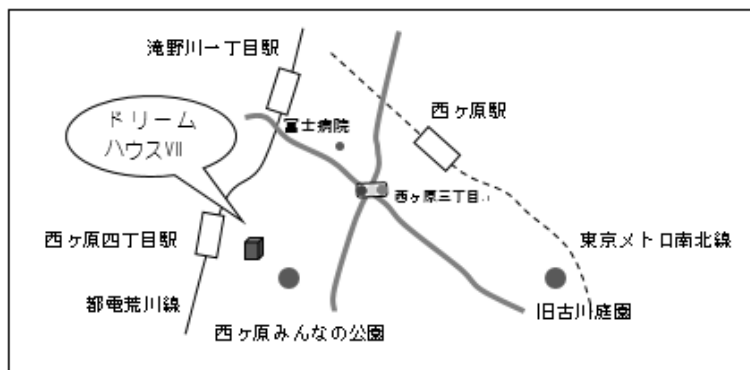


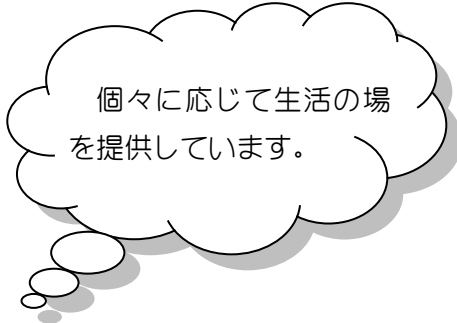
【ホームページ】 <http://www.dream-v.or.jp/>

名 称	ドリームハウスⅦ			運営主体：社会福祉法人 ドリームヴィ
施設種別	共同生活援助（グループホーム）			
設置目的	知的障害者の自立への支援			
住 所	〒114-0024 北区西ヶ原 4-37-12			
電 話	03-3906-7753（本部）	FAX	03-3906-7753	
設置年月	平成29年8月	利用定員	7名（女性4名、男性3名）	
利用時間	全日	休 み	なし	
利用対象者	障害者（知的）			
利用手続	各相談支援センターに相談ください。			
利用料金	家賃 4,000 円、食費（朝・夕食）18,000 円、光熱水費 15,000 円 日用品費 7,000 円			
通所方法	自主通勤・通所			
活動内容	朝・夕食 入浴、洗濯、自室の清掃 グループホーム利用者、世話人との交流 余暇活動 自室での過ごし方			

ドリームハウスⅦ ～アクセス～

都電荒川線西ヶ原四丁目 徒歩3分
地下鉄南北線西ヶ原 徒歩10分
都営地下鉄西巣鴨 徒歩10分

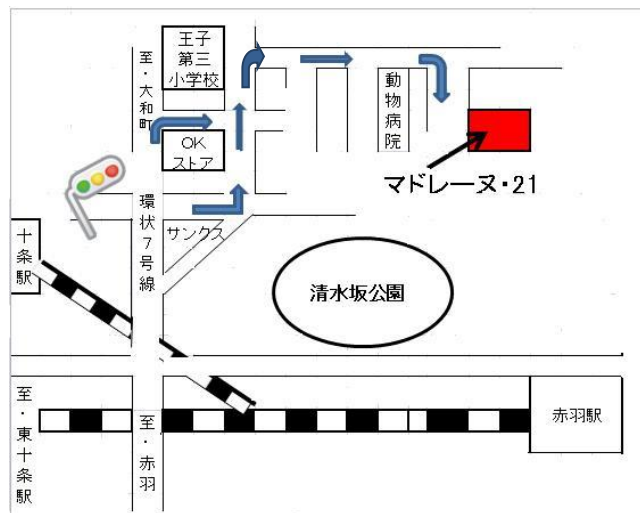


名 称	マドレーヌ 21 上十条寮			運営主体：特定非営利活動法人 マドレーヌ 21														
施設種別	共同生活援助（グループホーム）																	
設置目的	重度知的障がい者の生活の場を提供することを目的とする。																	
住 所	〒114-0034 北区上十条 5-33-16																	
電 話	0 3 - 6 4 5 4 - 3 7 4 7	FAX	0 3 - 6 4 5 4 - 3 7 4 7															
設置年月	平成 16 年 2 月	利用定員	7 名（現在の利用者数 6 名）															
利用時間	月曜日～金曜日 15：00～翌日 10：00																	
利用対象者	知的障がい者の方																	
利用手続	上記電話番号まで、お問い合わせください。																	
利用料金	・ 家賃＋食費＋雑費＋水道光熱費 68,500～715,00 円																	
通所方法	・ 世話人が付き添って各自で通所																	
活動内容	《一日の流れ》<table><tr><td>6：30</td><td>起床</td></tr><tr><td>7：30～</td><td>朝食</td></tr><tr><td>8：00～</td><td>通所先へ</td></tr><tr><td>16：00～17：00</td><td>帰宅、夕食準備</td></tr><tr><td>20：00～</td><td>夕食</td></tr><tr><td>21：00～</td><td>入浴</td></tr><tr><td>22：00</td><td>就寝</td></tr></table> 				6：30	起床	7：30～	朝食	8：00～	通所先へ	16：00～17：00	帰宅、夕食準備	20：00～	夕食	21：00～	入浴	22：00	就寝
6：30	起床																	
7：30～	朝食																	
8：00～	通所先へ																	
16：00～17：00	帰宅、夕食準備																	
20：00～	夕食																	
21：00～	入浴																	
22：00	就寝																	

マドレーヌ 21 上十条寮 ～アクセス～



- J R 埼京線 十条駅 徒歩約 10 分
- J R 京浜東北線 東十条駅 徒歩約 10 分
- J R 埼京線 赤羽駅 約 20 分

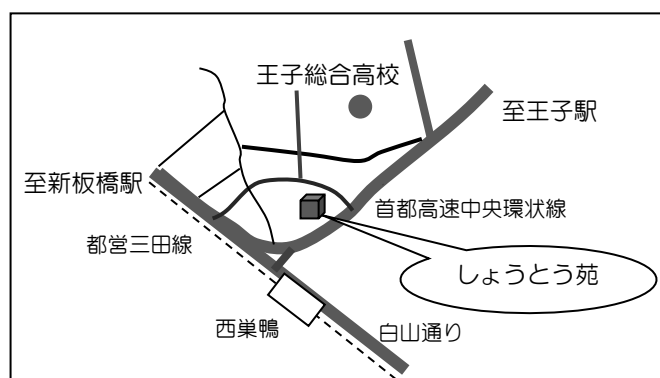


名 称	しょうとう苑			運営主体：一般社団法人 社会福祉普及協議会
施設種別	共同生活援助（グループホーム）			
設置目的	知的に障害のある方とスタッフが居心地の良い「家」を共に作ります。			
住 所	〒114-0023 北区滝野川 3-15-5			
電 話	0 8 0 - 9 1 7 5 - 3 1 5 5 （サービス管理責任者）	FAX	なし	
設置年月	平成 28 年 5 月	利用定員	6 人（男性）	
利用時間	24 時間 土日もスタッフ常駐	休 み	年中無休	
利用対象者	18 歳以上の愛の手帳をお持ちの方・男性			
利用手続	上記電話番号にお問い合わせください。 障害区分の認定、障害福祉サービスの受給者証の交付後、利用契約を結びます。			
利用料金	80,000 円（家賃・食費・光熱費・日用品費・衛生管理費） ※別途積立金（旅行等）有り ※所得に応じて最大 24,000 円の家賃助成を受けることができます			
通所方法	各自、徒歩や公共交通機関を利用し、通所します。			
活動内容	【1 日の流れ（基本）】			
	時間	内容		
	6:30	起床		
	7:00	朝食		
	8:00	通所・出勤		
	17:00	帰宅		
	18:00	夕食・入浴・清掃・洗濯・自由時間		
	22:00	就寝		

しょうとう苑 ～アクセス～



- 都営三田線・西巣鴨
徒歩 5 分
- ＪＲ埼京線・板橋
徒歩 15 分
- ＪＲ京浜東北線・王子
徒歩 15 分
- 都営バス 滝野川 3 丁目 /
西巣鴨停留所
徒歩 3 分



名 称	グループホーム わくわくかん			運営主体：特定非営利活動法人 わくわくかん
施設種別	共同生活援助（グループホーム）			
設置目的	グループホームわくわくかんは、地域社会で生活するために、人との付き合い方や生活習慣を身につけ、お互いに助け合いながら生活する場所です。住み慣れた地域で生活が継続できる様に、健康や災害時のことなど自分で考えたり行動できる様に応援します。			
住 所	〒115-0045 北区赤羽（番地非公開）			
電 話	03-3902-9996	FAX	03-3902-9996	
設置年月	平成 18 年 5 月	利用定員	2 名（男性）	
利用時間	24 時間			
利用対象者	愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方（他の障害をお持ちの方、手帳のない方もご相談ください。）			
利用手続	・入居にあたっては、北区障害相談係に申請を行なうことが必要です。 ・入居の更新は 1 年に 1 度。退居の申し出は、2 ヶ月前が原則です。 ・わくわくかん（03-3902-9996）または、区内障害相談係までお問い合わせください。			
利用料金	・入居初期費用（あり） ・家賃は、収入や障害に応じて補助があります。 ※詳細は、お問い合わせください。			
活動内容	《利用者の生活》 お風呂、冷蔵庫、キッチン、集会室は共同です（洗濯機は一部屋のみ設置）。入居者同士、お互い助け合って生活します。 生活面においては、基本的に自己管理ですが、困ったこと悩み等、スタッフが相談に応じます。 《年間行事》 入居者とスタッフとの話し合いで決めます。 主なものは、一泊旅行・お花見・カラオケ・防災訓練等 《設備等》 6 畳個室、共同キッチン・風呂・トイレ付き、各戸防火設備・集会室・冷蔵庫及び台所用品有。 洗濯機は一部屋のみ有。			
グループホームわくわくかん ～アクセス～ ○南北線 赤羽岩淵駅より徒歩 2 分 ○埼京線、京浜東北線 赤羽駅より徒歩 8 分				
【ホームページ】 http://www.wakuwakukan.net/html/wakuwakukantoha.htm				

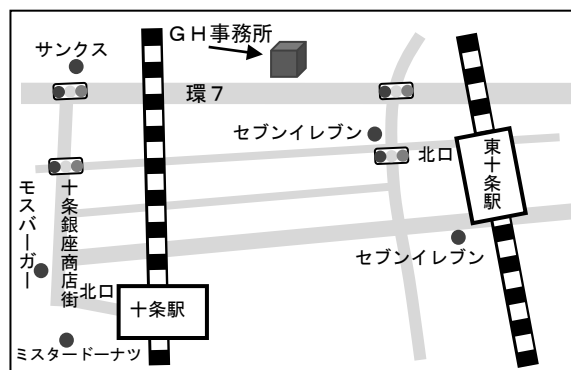
名 称	グループホーム わくわくかん			運営主体：特定非営利活動法人 わくわくかん
施設種別	共同生活援助（グループホーム）			
設置目的	グループホームわくわくかんは、地域社会で生活するために、人との付き合い方や生活習慣を獲得し、お互いに助け合いながら生活する場所です。住み慣れた地域で生活が継続できる様に、健康や災害時のことなど自分で考えたり行動できる様に応援します。			
住 所	〒114-0032 北区中十条（番地非公開）			
電 話	03-3902-9996	FAX	03-3902-9996	
設置年月	平成22年8月	利用定員	4名（女性）	
利用時間	24時間			
利用対象者	愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方 （他の障害をお持ちの方、手帳のない方もご相談ください。）			
利用手続	・入居にあたっては、北区障害相談係に申請を行なうことが必要です。 ・入居の更新は1年に1度。退居の申し出は、2ヶ月前が原則です。 ・わくわくかん（03-3902-9996）または、区内障害相談係までお問い合わせください。			
利用料金	・入居初期費用（あり） ・家賃は、収入や障害に応じて補助があります。 ※詳細は、お問い合わせください。			
活動内容	《利用者の生活》 4名定員のうち、2部屋はお風呂、洗濯機、冷蔵庫、キッチン、集会室は共同です。 （他2部屋は単身アパートタイプです。） 入居者同士、お互い助け合って生活します。 生活面においては、基本的に自己管理ですが、困ったこと悩み等、スタッフが相談に応じます。 《年間行事》 入居者とスタッフとの話し合いで決めます。 主なものは、一泊旅行・お花見・カラオケ・防災訓練等 《設備等》 6畳個室、共同キッチン・風呂・トイレ付き、各戸防火設備・集会室・洗濯機・冷蔵庫 及び台所用品有。			
グループホームわくわくかん ～アクセス～ ○京浜東北線 東十条駅より徒歩8分 ○埼京線 十条駅より徒歩15分				
【ホームページ】 http://www.wakuwakan.net/html/wakuwakukantoha.htm				

名 称	まつぼっくり（ユニット：あゆみホーム）			運営主体：社会福祉法人 あゆみ
施設種別	共同生活援助（グループホーム）			
設置目的	精神障害のある方が、地域で自立した生活ができるように、居住の場と日常生活に必要な援助を提供し、概ね 3 年以内に地域社会での単身生活へ移行できるように支援します。			
住 所	〒114-0001 北区東十条（番地非公開）建物は 2 か所あります			
事務所住所	〒114-0032 北区中十条 4-3-2			
電 話	0 3－3 9 0 5－3 5 9 0（事務所）	FAX	0 3－3 9 0 5－3 5 9 0（事務所）	
設置年月	平成 3 年 4 月	利用定員	6 名 3 名入居の建物が 2 か所あります	
利用時間	年中無休 24 時間 （職員勤務時間：月曜日～金曜日 9：00～21：00 祝祭日除く）			
利用対象者	精神障害をお持ちの方 ※その他条件があります。詳しくは事業所にお問合せください。			
利用手続	事務所にお問い合わせいただくか、北区健康福祉部障害福祉課障害相談（王子・赤羽）係までご相談ください。			
利用料金	・ サービス利用料：所得に応じて、障害者総合支援法に準じ利用料が決まります。 ・ 家賃：53,000 円～61,000 円 ※各制度利用により実質負担 0 円 ・ 居室水光熱費：実費負担 ・ 家具什器維持管理費：月額 2,000 円			
活動内容	《活動内容》 ・ 日常生活における相談や金銭管理、服薬管理など必要な支援を行います。 ・ スムーズに地域での生活ができるよう、関係機関と連携をしながら支援を行っていきます。 ※食事の提供はありません。 《行 事》 ミーティング・食事会（月 1 回程度）、日帰りレク、嘱託医面談他			

まつぼっくり（あゆみホーム） ～アクセス～

グループホーム
事務所地図

- 京浜東北線 東十条駅より徒歩10分
- 環状7号線を通るバスも利用できます



- 京浜東北線 東十条駅北口より徒歩10分
- 埼京線 十条駅北口より徒歩10分

【ホームページ】 <http://aym.or.jp>

名 称	まつぼっくり(ユニット:あゆみ中十条ホーム)			運営主体: 社会福祉法人あゆみ
施設種別	共同生活援助 (グループホーム)			
設置目的	精神障害のある方が、地域で自立した生活ができるように、居住の場と日常生活に必要な援助を提供し、概ね3年以内に地域社会での単身生活へ移行できるように支援します。			
住 所	〒114-0032 北区中十条 (番地非公開)	事務所住所	〒114-0032 北区中十条 4-3-2	
電 話	03-3905-3590 (事務所)	FAX	03-3905-3590 (事務所)	
設置年月	平成17年10月	利用定員	5名	
利用時間	年中無休 24時間 (職員勤務時間:月曜日～金曜日 9:00～21:00 祝祭日除く)			
利用対象者	精神障害をお持ちの方 ※その他条件があります。詳しくは事業所にお問合せください。			
利用手続	事務所にお問い合わせいただくか、北区健康福祉部障害福祉課障害相談(王子・赤羽)係までご相談ください。			
利用料金	・サービス利用料:所得に応じて、障害者総合支援法に準じ利用料が決まります。 ・家賃:55,000円 ※各制度利用により実質負担0円 ・居室水光熱費:実費負担 ・共用部水光熱費:4,000円程度(2ヶ月毎に清算します) ・家具什器維持管理費:月額1,000円			
活動内容	《活動内容》 ・日常生活における相談や金銭管理、服薬管理など必要な支援を行います。 ・スムーズに地域での生活ができるよう、関係機関と連携しながら支援を行っていきます。 ※食事の提供はありません。 《行 事》 ミーティング(月1回程度)、調理実習、日帰りレク、嘱託医面談他			

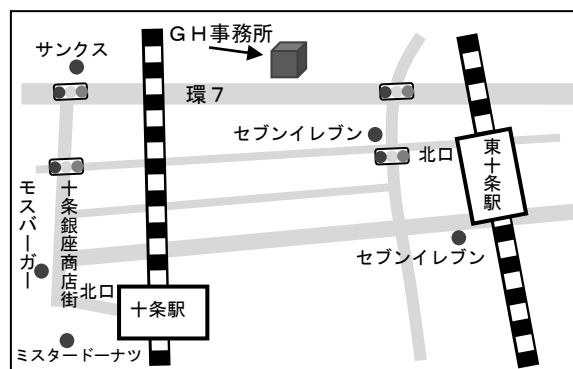
まつぼっくり(あゆみ中十条ホーム) ～アクセス～

- 京浜東北線 東十条駅北口より徒歩7分
- 埼京線 十条駅北口より徒歩15分
- 環状7号線を通るバスも利用可



グループホーム
事務所地図

中十条ホーム
部屋の様子



- 京浜東北線 東十条駅北口より徒歩10分
- 埼京線 十条駅北口より徒歩10分

【ホームページ】<http://aym.or.jp>

名 称	フレンドハウスホームⅠ.Ⅱ			運営主体：特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会
施設種別	共同生活援助（グループホーム）			
設置目的	障害を抱えながらも地域で自立した生活を送るため、住居の提供を行い、生活の援助を行っています。			
住 所	〒114-0024 北区西ヶ原（番地非公開）	事務所住所	〒114-0024 北区西ヶ原（番地非公開）	
電 話	03-3915-5230（事務所）	FAX	03-3915-5230（事務所）	
設置年月	平成9年4月	利用定員	6名（現在の利用者数 5名）	
利用時間	24 時間			
利用対象者	・精神科通院治療を継続されている方 ・その他疾患、障害についての自己管理ができ治療の継続ができる方 ・日中の社会参加の場（一般就労・作業所・デイケア等）を持っている方			
利用手続	フレンドハウス事務所（03-3915-5230）まで、お問い合わせください。			
利用料金	フレンドハウス事務所（03-3915-5230）まで、お問い合わせください。			
活動内容	《個別支援》 金銭・服薬管理、各種同行（受診先・関係機関等）、各種生活支援（掃除・食事等）、 日中活動支援等、卒業後アフターフォロー（希望者のみ） 《行 事》 入居者ミーティング（月1回） 食事会（毎月1回） 外出レク（年1回） 食事（栄養）教室（年4回） 顧問医との懇談会（年1回） 防災・避難訓練（年2回） 中掃除（年3回） お住まい（個室）を提供し、生活に関する皆さんの 不得手な部分をスタッフがサポートしていきます。 地域生活をしていく上で、「自分自身を管理する」こ とが重要との観点から、「服薬管理」「金銭管理」を 中心とし、生活の様々な面でサポートをしておりま す。			

フレンドハウスホームⅠ ～アクセス～

○南北線 西ヶ原2番出口より徒歩7分

○京浜東北線 上中里駅より徒歩15分



部屋の様子

建物の外観



名 称	フレンドハウスホームⅢ			運営主体：特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会
施設種別	共同生活援助（グループホーム）			
設置目的	障害を抱えながらも地域で自立した生活を送るため、住居の提供を行い、生活の援助を行っています。			
住 所	〒114-0016 北区上中里（番地非公開）	事務所住所	〒114-0024 北区西ヶ原 3-20-8	
電 話	03-3915-5230（事務所）	FAX	03-3915-5230（事務所）	
設置年月	平成 19 年 1 月	利用定員	5 名（現在の利用者数 5 名）	
利用時間	24 時間			
利用対象者	・精神科通院治療を継続されている方 ・その他疾患、障害についての自己管理ができ治療の継続ができる方 ・日中の社会参加の場（一般就労・作業所・デイケア等）を持っている方			
利用手続	フレンドハウス（03-3915-5230）まで、お問い合わせください。			
利用料金	フレンドハウス（03-3915-5230）まで、お問い合わせください。			
活動内容	《個別支援》 金銭・服薬管理、各種同行（受診先・関係機関等）、各種生活支援（掃除・食事等）、日中活動支援等 《行 事》 入居者ミーティング（月 1 回） 食事会（毎月 1 回） 外出レク（年 1 回） 食事（栄養）教室（年 4 回） 顧問医との懇談会（年 1～2 回） 防災・避難訓練（年 2 回） 中掃除（年 3 回）			お住まい（個室）を提供し、生活に関する皆さんの不得手な部分をスタッフがサポートしていきます。地域生活をしていく上で、「自分自身を管理する」ことが重要との観点から、「服薬管理」「金銭管理」を中心とし、生活の様々な面でサポートをしています。

フレンドハウスホームⅢ ～アクセス～

- 都電荒川線 梶原駅より徒歩 7 分
- 京浜東北線 上中里駅より徒歩 4 分



グループホーム
事務所地図

フレンドハウスホームⅢ
部屋の様子



名 称	やじろべえ 運営主体：特定非営利活動法人 ピアネット北		
施設種別	重度身体障害者グループホーム		
設置目的	「どんな障害があっても、住み慣れた地域で自分らしく生活ができるように」という思いから重度身体障害者グループ「やじろべえ」はスタートしました。職員は 24 時間、入居者一人ひとり異なるニーズに対応したサービスを提供しています。「やじろべえ」では、入居者の単なる生活する場ではなく、それぞれの生活を「創る場」にしたいと考えています。		
住 所	〒115-0052 北区赤羽北 1-7-23		
電 話	03-6657-9077	FAX	03-6657-9077
設置年月	平成 18 年 5 月	利用定員	4 名（現在の利用者数 4 名）
利用時間	月曜日～日曜日 24 時間		
利用対象者	身体障害者手帳をお持ちの方		
利用手続	上記電話番号まで、お問い合わせ下さい。		
利用料金	140,000 円（家賃・水道光熱費・共益費・食費）		

活動内容

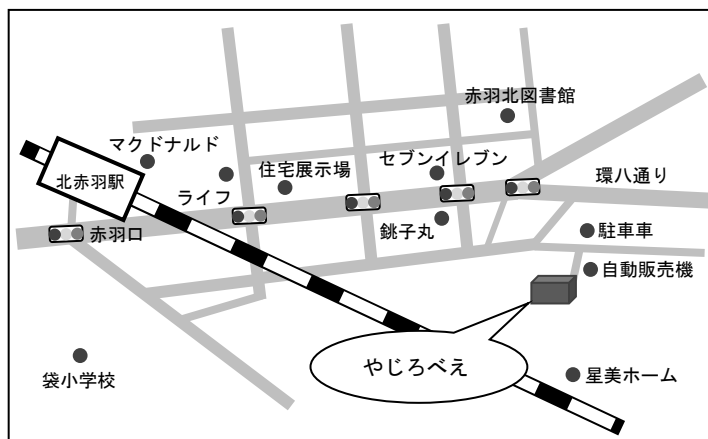
- ・リクエストメニュー
- ・防災訓練
- ・避難訓練
- ・大掃除



やじろべえ ～アクセス～



- 埼京線 北赤羽駅赤羽口より徒歩 10 分
- 南北線 赤羽岩淵駅より徒歩 11 分

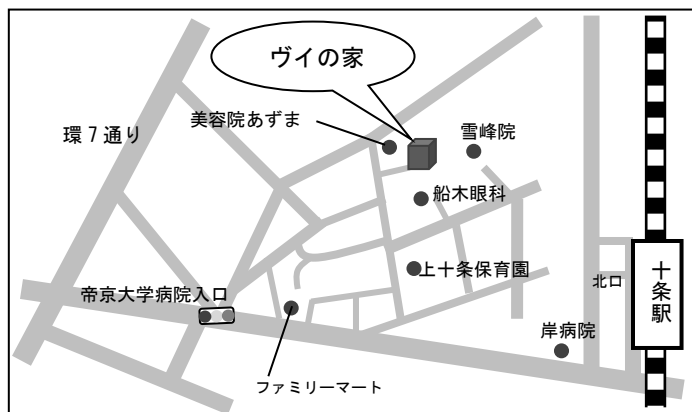


名 称	ヴィの家 運営主体：社会福祉法人 ドリームヴィ		
施設種別	宿泊訓練施設		
設置目的	就労している知的に障害のある人たちを中心に自立生活に向けての宿泊体験をしていただきます。		
住 所	〒114-0034 北区上十条 3-25-13（ドリームハウスⅠ 上階のアパート内）		
電 話	090-5323-7268	FAX	03-3906-7753
設置年月	平成 15 年 4 月		
利用定員	1～2 名（サポート 1 名）		
利用時間	17：00～翌日 10：00		
利用対象者	愛の手帳をお持ちの方		
利用手続	お電話にてお問い合わせ下さい。		
利用料金	3,000 円（夕食、朝食含）		
活動内容	・夕食（①自分で作る ②外食をする） ・入浴（①ヴィの家にて入浴 ②近所の銭湯） ・朝食 ・室内清掃 ・寝具洗濯 ・テレビ、談話等		

ヴィの家 ～アクセス～



○埼京線 十条駅より徒歩 10 分



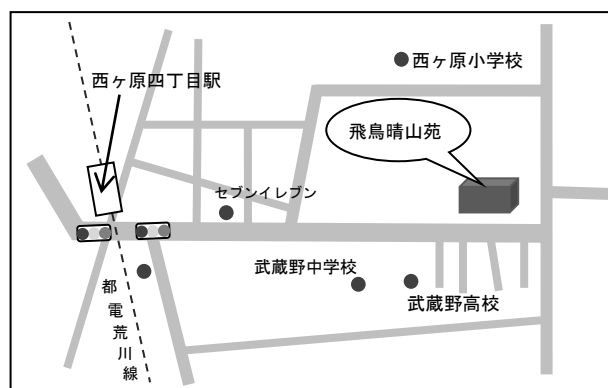
【ホームページ】<http://www.dream-v.or.jp/>

名 称	就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑			運営主体：社会福祉法人 晴山会
施設種別	日中一時支援			
設置目的	日中における生活の場を確保し、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。			
住 所	〒114-0024 北区西ヶ原 4-51-1			
電 話	03-3940-9182	FAX	03-3940-9185（代表）	
設置年月	平成20年5月	利用定員	10名	
利用時間	年中無休 月曜日～土曜日 15：30～20：00 日曜日と、祝日が重なった土曜日は9：00～20：00			時間外のご利用については、 要相談
利用対象者	・身体障害者手帳、又は、愛の手帳をお持ちで支給決定を受けている方 ・北区、板橋区、豊島区、荒川区、足立区、墨田区、文京区、川口市にお住まいの方 ・小学校1年生以上の方			
利用手続	利用を希望される方はお住まいの区に申請し、障害支援区分の認定を受け、地域生活支援受給者証の交付後、事業者と利用契約を結びます。			
利用料金	原則として、食費、その他必要経費			
通所方法	施設にお問い合わせください。			
活動内容	《事業内容》 ・日常生活の支援 ・食事の提供 ・健康管理、服薬管理等 ・その他、要望に応じた必要な支援			

飛鳥晴山苑 ～アクセス～



○都電荒川線 西ヶ原4丁目駅より徒歩5分



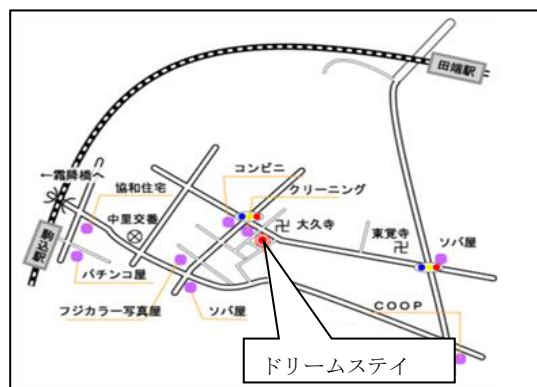
【ホームページ】 http://seizan-kai.or.jp/asuka_syuurou/

名 称	ドリームステイ			運営主体：社会福祉法人 ドリームヴィ
施設種別	短期入所			
設置目的	利用者の方が、ご家族から離れ安心して宿泊できるよう設立しました。			
住 所	〒114-0014 北区田端 3-12-11			
電 話	03-5815-7753 直通080-1336-2663	FAX	03-5815-7753	
設置年月	平成 25 年 9 月	利用定員	6 名	
利用時間	月曜日～日曜日 15：00～翌朝 10：00 まで			
休 み	年末年始			
利用対象者	・愛の手帳をお持ちの方 ・短期入所受給者証をお持ちの方			
利用手続	ドリームステイにご連絡ください。			
利用料金	・サービス料の 1 割負担（所得に応じ月額上限限度額が設定されます。） ・共益費（月額 200 円）、食費（契約時に説明）、送迎（距離に応じて実費程度を請求）			
送迎について	作業所、福祉園、自宅に送迎いたします。徒歩も可能です。			
活動内容	《一日の流れ》 ①14 時～夕方前までにステイに来ていただきます。 ②夕食（18 時）までテレビを見たり、スタッフとお話をしたりゆっくり過ごしていただきます。 ③夕食を他の利用者さんと一緒に食べていただきます。 ④入浴～就寝 ⑤起床～洗面等～朝食 ⑥自宅に帰ります（送迎希望の方は自宅まで車で送ります。） 福祉園、作業所などの送迎については、ご相談ください。			

ドリームステイ ～アクセス～



- 山手線、京浜東北線
田端駅北口より徒歩 8 分
- 山手線
駒込駅より徒歩 12 分



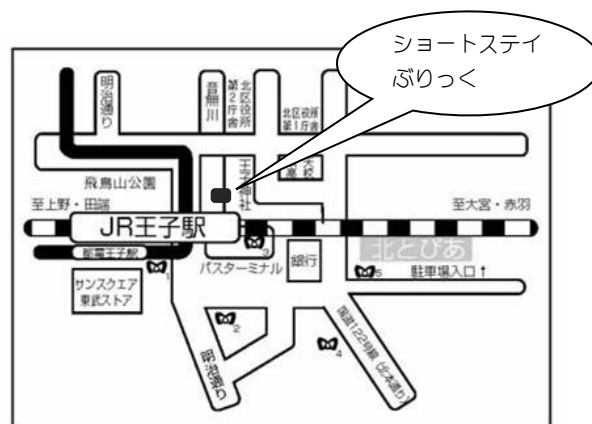
【ホームページ】 <http://www.dream-v.or.jp/>

名 称	ショートステイぶりっく			運営主体：一般社団法人 ぶりっく
施設種別	短期入所			
設置目的	利用者の方が安心と安全、そしてゆったりと過ごせる場所でありたいと願い取り組んでいます。			
住 所	〒114—0021 北区岸町 1－ 2 －11 東亜ビル 3 階			
電 話	0 3－5 9 4 8－6 3 0 7	FAX	0 3－5 9 4 8－6 3 0 7	
設置年月	平成 28 年 5 月 1 日	利用定員	3 名	
利用時間	月曜～日曜 15：00～10：00	休 み	年末年始	
利用対象者	知的障がい児・者。短期入所受給者証をお持ちの方			
利用手続	ショートステイぶりっくへご連絡ください			
利用料金	食費、光熱費、送迎費（契約時にご説明します）			
通所方法	作業所、福祉園、自宅に送迎いたします。			

活動内容

月曜日～金曜日	
15:00 - 16:30	お迎え
17:00 - 18:00	自由時間
18:00 - 19:00	夕食
19:00 - 21:00	自由時間 & 入浴
22:00	就寝
7:00	起床
8:00	朝食
9:00	出発準備 & お送り

ショートステイぶりっく ～アクセス～

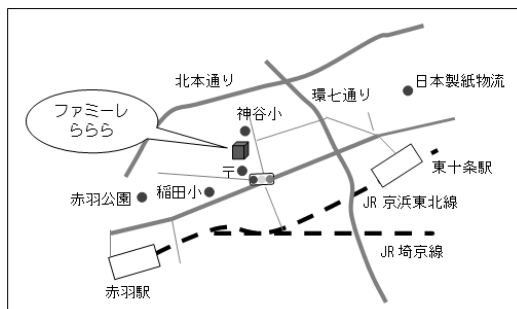


○JR 京浜東北線王子駅 北口より徒歩1分 ○都電荒川線王子駅前より徒歩約3分

【ホームページ】 <http://www4.hp-ez.com/hp/bribri/page5/>

名 称	ファミリーしららら			運営主体：社会福祉法人 さざんかの会
施設種別	短期入所			
設置目的	「自分らしく、望んだ地域で、いきいきと暮らしたい」そんなひとり、ひとりの想いに応えるために開所しました。			
住 所	〒115－0043 北区神谷 2－37－13			
電 話	0 7 0 － 4 3 6 9 － 4 0 9 6	FAX	なし	
設置年月	平成 2 8 年 1 1 月	利用定員	2 名	
利用時間	1 6 : 0 0 ～ 翌 9 : 0 0 頃	休 み	年末年始	
利用対象者	主に知的に障害がある方			
利用手続	上記の電話番号までお問い合わせください。			
利用料金	食費、光熱水費、日用品費（契約時にご説明します）			
通所方法	来所および日中活動先への移動手段の対応が可能な方			
活動内容	【一日の流れ】＊平日（個人によって異なります） 6：00 起床 6：30 朝食 7：00 出発支度 8：00 出勤または通所 16：30頃 帰寮 17：00 入浴 18：00 夕食 21：30 就寝			

ファミリーしららら ～アクセス～



○JR 赤羽駅南口より徒歩 10 分

○JR 東十条駅より徒歩 15 分

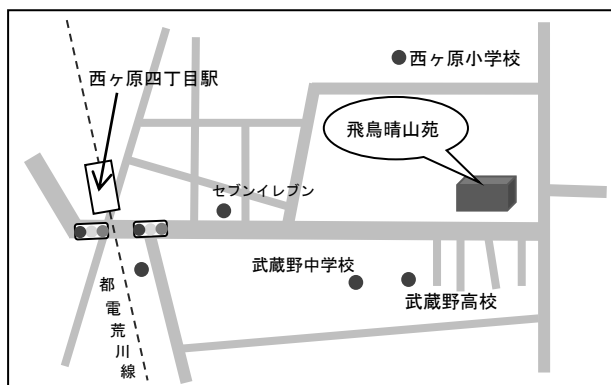
【ホームページ】<http://sazanka.info/>

名 称	就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑			運営主体：社会福祉法人 晴山会												
施設種別	短期入所															
設置目的	居宅において、その介護を行なう者の疾病その他の理由により短期間入所し、支援を行ないます。															
住 所	〒114-0024 北区西ヶ原 4-51-1															
電 話	0 3－3 9 4 0－9 1 8 2	FAX	0 3－3 9 4 0－9 1 8 5（代表）													
設置年月	平成 20 年 5 月	利用定員	12 名													
利用時間	年中無休 24 時間 チェックイン：全日 9 時～17 時 チェックアウト：全日 9 時～17 時															
利用対象者	身体障害者手帳、又は、愛の手帳をお持ちで支給決定を受けている、小学校 1 年生以上の方															
利用手続	利用を希望される方はお住まいの区に申請し、障害支援区分の認定を受け、障害福祉サービス受給者証の交付後、事業者と利用契約を結びます。															
利用料金	・原則として、食費、その他必要経費 ・居室にかかる光熱費 1 日につき 300 円 日用品 1 日につき 100 円 ※キャンセルについて…1 週間前までは無料ですが、6 日前から当日までのキャンセルについてはキャンセル料が発生いたします。															
通所方法	施設にお問い合わせください。															
活動内容	《日程・生活スケジュール》<table><tr><th colspan="2">月曜日～日曜日</th></tr><tr><td>6：00～7：00</td><td>起床・朝準備・朝食</td></tr><tr><td>9：00～16：30</td><td>日中活動利用 （＊別添、日中活動の契約が必要です） 入浴（月・水・金）・歯みがき</td></tr><tr><td>18：00～19：00</td><td>夕食・歯みがき</td></tr><tr><td>20：00</td><td>自由時間</td></tr><tr><td>22：00</td><td>就寝</td></tr></table> 入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活の支援を行います。				月曜日～日曜日		6：00～7：00	起床・朝準備・朝食	9：00～16：30	日中活動利用 （＊別添、日中活動の契約が必要です） 入浴（月・水・金）・歯みがき	18：00～19：00	夕食・歯みがき	20：00	自由時間	22：00	就寝
月曜日～日曜日																
6：00～7：00	起床・朝準備・朝食															
9：00～16：30	日中活動利用 （＊別添、日中活動の契約が必要です） 入浴（月・水・金）・歯みがき															
18：00～19：00	夕食・歯みがき															
20：00	自由時間															
22：00	就寝															

飛鳥晴山苑 ～アクセス～



○都電荒川線 西ヶ原 4 丁目駅より徒歩 5 分



【ホームページ】 http://seizan-kai.or.jp/asuka_syuurou/

名 称	飛鳥会事務所 運営主体：特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会		
施設種別	家族会		
設置目的	悩みを共有し、分かち合うことを基本に、障害や病気のことを学習し、社会に働きかけていく事を目的としています。		
住 所	〒114-0024 北区西ヶ原 2-40-12 パーソナルハイツ飛鳥山 1F つばさ工房内		
電 話	03-3949-3867	FAX	03-3949-3867
利用時間	月曜日～金曜日 10:00～17:00		
休 み	原則、土・日・祝日		
利用対象者	精神障害者とその家族		
利用手続	上記電話番号まで、お問い合わせください。		
利用料金	原則、実費負担		
利用方法	上記電話番号まで、お問い合わせください。		
活動内容	《事業内容》 ・ 家族が障害と病気への正しい知識を持ち、障害者のよき援助者となるよう勉強会や月に2回の懇談会（火曜会・例会）を行なっています。 ・ 地域交流の一環として区のイベントに参加するなど多様な活動を行なっています。（お祭り・バザー等） ☆家族の方、又は、ご本人には NPO 法人北区精神障害者を守る家族会「飛鳥会」の会員として参加して頂けると嬉しいです!! 会費：当事者会費 1ヶ月 300 円（年間 3,600 円） 家族会費 1ヶ月 500 円（年間 6,000 円）		

飛鳥会事務所 ～アクセス～

- 南北線
西ヶ原駅 2 番出口より徒歩 1 分
- 京浜東北線
上中里駅より徒歩 9 分



北区健康福祉部障害福祉課障害相談係 (王子・赤羽) 連絡先

●王子障害相談係

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 北区役所第一庁舎 1 階

TEL : 03-3908-1359 1 番 医療担当

03-3908-9081 2 番 給付担当

03-3908-1358 3 番 地区担当

FAX : 03-3908-5344 共通

●赤羽障害相談係

〒115-0044 北区赤羽南 1-13-1 赤羽会館 6 階

TEL : 03-3903-4161 FAX : 03-3903-0991

滝野川地域障害者相談支援センター

●滝野川地域障害者相談支援センター

〒114-0024 北区西ヶ原 4-51-1 就労・生活支援センター飛鳥晴山苑内

TEL : 03-4334-6548 FAX : 03-4334-6549

※総合的な相談、申請の手続きが可能です。詳しくは 7 ページをご覧ください。

北区手話通訳派遣連絡所連絡先

●北区手話通訳派遣連絡所

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 北区役所第一庁舎 1 階

障害福祉課内 手話通訳連絡所

TEL : 03-3908-8607 FAX : 03-3908-6323

平成29年度 サービス等利用計画の作成できる事業所(計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所)一覧

事業所名	所在地	電話	対象			
			身体	知的	精神	障害児
就労生活支援センター 飛鳥晴山苑	北区西ヶ原4-51-1	03(3940)9181	○	○	△	○
マック・ファミリーエイド	北区滝野川6-76-9 エスポワール・オチアイ1階	03(3916)7878	△	△	○	△
障がい者相談支援センター しらゆり	北区赤羽南1-2-6 北都ビル3階	03(3598)6310	○	○	○	○
相談事業所 わくわくかん	北区赤羽南2-6-6 スカイブリッジビルB1階	03(3902)9996	△	○	○	△
ドリームヴィ 相談支援センター	北区上十条2-1-12 社会福祉法人ドリームヴィ内	080(8854)5613	△	○	△	○
相談支援事業所 ケアネットワーク	北区赤羽2-4-10 金剛第二ビル3階	03(6802)6111	○	△	○	△
フロイデ	北区東十条6-5-19	03(6454)4736	○	○	○	△
ヘルパーステーション赤羽	北区赤羽2-69-2 千秀ビル3階	03(3598)8690	○	○	○	○
スマイルハート王子	北区豊島6-7-16-301 モリヤマンション	03(5959)0770	○	○	○	○
特定相談支援事業所 コンティヌオ	北区西ヶ原2-40-12 パーソナルハイツ飛鳥山1階	070(5086)2044	△	△	○	△
リーフ介護ステーション	北区上十条3-25-8-301	03(5963)6422	○	○	○	○
つみき相談室	北区王子本町1-19-1	03(3908)7166	○	○	△	○
株式会社 かいごのきもち	北区中里1-15-1 アムロゼッタ駒込102	03(5834)7267	○	○	○	○
北区立子ども発達支援センター さくらんぼ園 発達相談室	北区中十条1-2-18 障害者福祉センター内	03(3905)7112	△	△	△	○
北区立若葉福祉園 相談支援事業所ぴーす	北区赤羽西6-9-2	03(5993)5556	△	○	△	△
北区立あすなろ福祉園 相談支援事業所フレンズ	北区王子6-4-6	03(3913)0188	△	○	△	△
あすか山訪問看護 ステーション	北区東十条1-9-12 溝口ビル1階	03(5959)3121	△	△	△	○

平成24年4月の障害者自立支援法(現:障害者総合支援法)・児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するすべての利用者の方にサービス等利用計画を作成することとなりました。サービス等利用計画の作成により、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービスを利用するためのよりきめ細かい支援を受けることができます。

北区障害者地域自立生活支援室のご案内

北区障害者地域自立生活支援室(以下、「生活支援室」という)は、北区に居住する障害のある方々の生活を支援することにより、自立と社会参加の促進を目指します。主な事業内容は下記の通りです。

(1)社会資源を活用する支援事業

- ①障害者総合支援法制度による各種サービスの紹介及び利用についての援助
- ②障害者(児)の支援に関する専門機関の紹介
- ③外出、移動に関する相談
- ④障害者の抱える問題に対する認識や、自立への方策を啓発するための講習・講演会の実施
- ⑤福祉サービス情報を提供するための広報活動

(2)社会生活支援相談事業

- ①福祉サービスの情報提供及び利用に関する相談
- ②障害当事者による相談受付け・ピアカウンセリングの利用普及

(3)社会生活力を高める支援事業

- ①自立生活支援個別計画に関わる助言
- ②自立生活に関する講座・講習会の実施
- ③社会生活に適応するための自己管理や対人関係などの生活面、健康管理のための学習会の開催

(4)居宅サービス事業所との連携に関する事業

(5)権利擁護のために必要な援助

(6)その他必要な事業

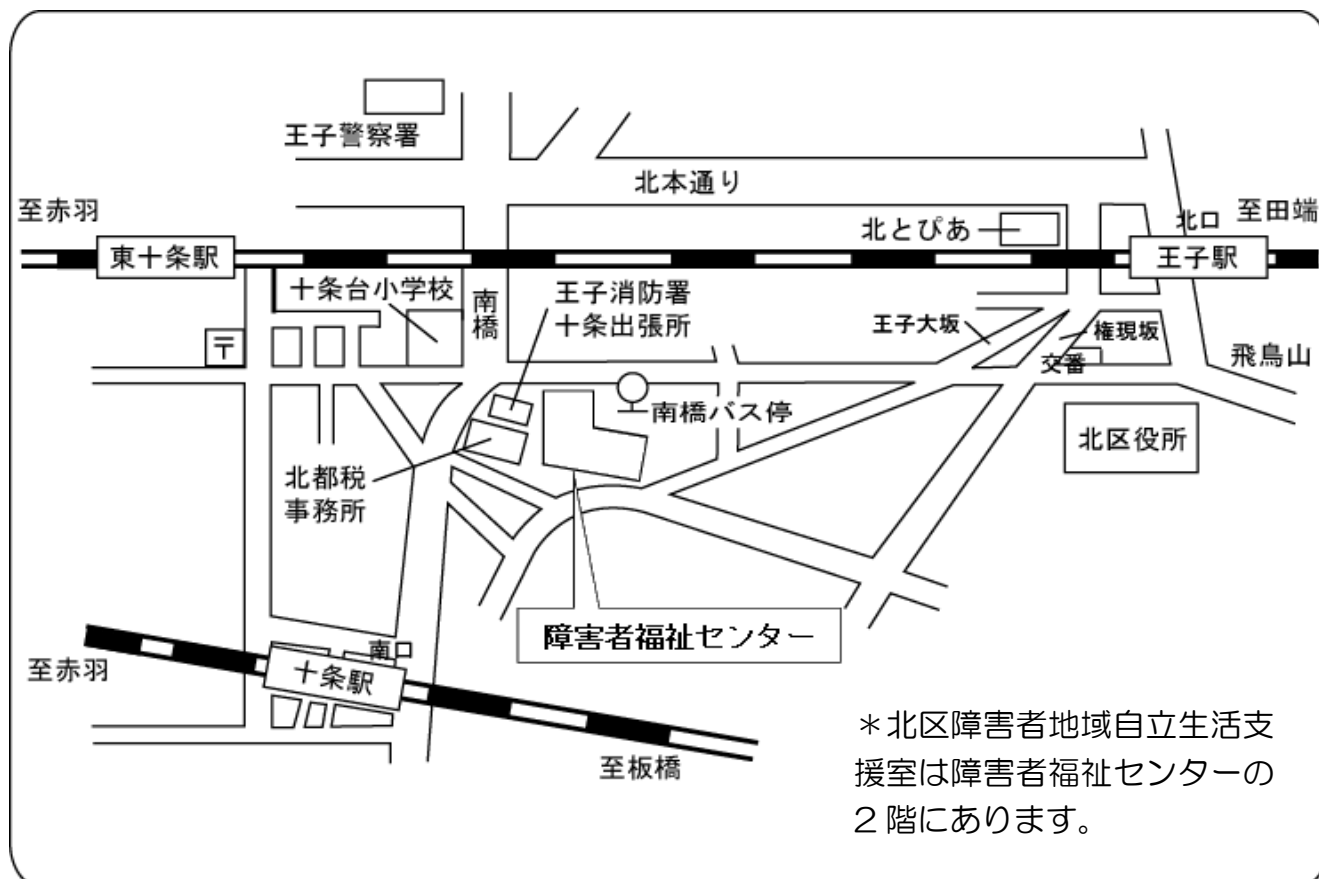
◇連絡先◇

相談窓口時間：月曜日～金曜日 10:00～19:00 ・ 土曜日 10:00～17:00

住所：〒114-0032 東京都北区中十条 1-2-18 北区立障害者福祉センター2 階

電話：03-3905-7226(FAX兼用)

◇地図◇



●JR京浜東北線、東京メトロ南北線「王子駅」下車

【徒歩約 15 分】

・JR「王子駅」北口改札を右に出て、すぐ左折、券売機を左に見ながら、北とぴあ(17階建てのビル)を目指し約200m直進。北とぴあの手前を左折しガードをくぐり、権現坂を4分程上ると左手に交番のある大きな交差点に出ます。交番の前の横断歩道を進行方向に渡り、次に右方向にある横断歩道を渡ります。そのまま、5分ほど直進すると左手に障害者福祉センターがあります。

【バス約 5 分】

・北口改札を右に出て、左前方にある東京三菱 UFJ 銀行前から出ている国際興業バス王 23、赤 50「赤羽駅西口行」で「南橋」下車。乗車時間約 5 分。バスを降りた後、バスの進行方向に 20 メートルほど直進すると、左手に障害者福祉センターがあります。(大人 210 円、子ども 110 円)

・北区コミュニティバス「王子・駒込ルート」 障害者福祉センター停留所下車すぐ

●埼京線「十条駅」下車

【徒歩約 10 分】

・JR「十条駅」南口改札(池袋・新宿行きホーム前方)を出て直進、バス通りに出て左折。二つ目の横断歩道(信号機あり)を渡り、道なりに進行方向に 7 分ほど進むと、右手に都税事務所があります。都税事務所のすぐ手前の坂道を右に下ると、左手に障害者福祉センターがあります。

◆ 索引 ◆

〈 あ行 〉

施設名	施設種別	郵便番号	住 所	電話番号	ページ
飛鳥会事務所	家族会	114-0024	北区西ヶ原2-40-12パーソナルハイツ飛鳥山1F つばさ工房内	3949-3867	47
飛鳥寮	共同生活援助(グループホーム)	114-0024	北区西ヶ原2-33-2	5944-5880	25
あゆみハウス	共同生活援助(グループホーム)	114-0031	北区十条仲原(番地非公開)	3905-3590	21
ヴィの家	宿泊訓練施設	114-0034	北区上十条3-25-13	090-5323-7268	41

〈 か行 〉

施設名	施設種別	郵便番号	住 所	電話番号	ページ
加賀寮	共同生活援助(グループホーム)	115-0043	北区神谷1-28-22	6915-4047	24
北区健康福祉部障害福祉課 赤羽障害相談係	区役所(赤羽会館内)	115-0044	北区赤羽南1-13-1 赤羽会館6階	3903-4161	6
北区健康福祉部障害福祉課 王子障害相談係	区役所	114-8508	北区王子本町1-15-22 第一庁舎1階1番～3番	3908-1359 3908-9081 3908-1358	5
北区社会福祉協議会	社会福祉協議会	114-0021	北区岸町1-6-17	3906-2352	11
北区障害者地域自立生活支援室	自立生活支援事業	114-0032	北区中十条1-2-18 障害者福祉センター2階	3905-7226	10
北区立神谷ホーム	共同生活援助(グループホーム)	115-0043	北区神谷2-3-8	3905-7111	16
北区立障害者福祉センター	障害者福祉センター (複合施設)	114-0032	北区中十条1-2-18	3905-7111	8
煌荘	共同生活援助(グループホーム)	114-0023	北区滝野川2-52-1	3918-0809	18
グループホーム・ケアホーム「虹」	共同生活援助(グループホーム)	114-0031	北区十条仲原4-19-6	5948-8306	26

グループホームわくわくかん	共同生活援助(グループホーム)	115-0045	北区赤羽(番地非公開)	3902-9996	34
グループホームわくわくかん	共同生活援助(グループホーム)	114-0032	北区中十条(番地非公開)	3902-9996	35

く さ 行

施設名	施設種別	郵便番号	住 所	電話番号	ページ
支援センターきらきら	障害者地域活動支援センター I 型	114-0032	北区中十条1-2-18 障害者福祉センター2階	3905-7201 3905-7202	9
志茂寮・第二志茂寮	共同生活援助(グループホーム)	115-0042	北区志茂1-27-10	6915-4047	22
就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	日中一時支援	114-0024	北区西ヶ原4-51-1	3940-9182	42
就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	短期入所(ショートステイ)	114-0024	北区西ヶ原4-51-1	3940-9182	46
しょうとう苑	共同生活援助(グループホーム)	114-0023	北区滝野川3-15-5	080-9175-3155	33
ショートステイぶりっく	短期入所(ショートステイ)	114-0021	北区岸町1-2-11 東亜ビル3階	5948-6307	44

く た 行

施設名	施設種別	郵便番号	住 所	電話番号	ページ
第三志茂寮	共同生活援助(グループホーム)	115-0042	北区志茂1-30-4	6915-4047	23
滝野川地域障害者相談支援センター	区役所(委託事業)	114-0024	北区西ヶ原4-51-1	4334-6548	7
田端みどり荘	共同生活援助(グループホーム)	114-0014	北区田端3-10-4	3823-0695	17
東京都北区NPO・ボランティアぷらざ	市民活動の推進と協働を 促進するための施設	114-8503	北区王子1-11-1 北とぴあ4階	5390-1771	12
東京都北児童相談所	児童相談所	114-0002	北区王子6-1-12	3913-5421	15
東京都立北療育医療センター	医療と療育の施設	114-0033	北区十条台1-2-3	3908-3001	13

東京都障害者総合スポーツセンター	身体障害者福祉センターA型 (障害者社会参加支援施設)	114-0033	北区十条台1-2-2	3907-5631	14
ドリームステイ	短期入所(ショートステイ)	114-0014	北区田端3-12-11	5815-7753	43
ドリームハウスⅠ	共同生活援助(グループホーム)	114-0034	北区上十条3-25-13	5924-0400	28
ドリームハウスⅡ	共同生活援助(グループホーム)	114-0034	北区上十条3-11-2	3906-7757	29
ドリームハウスⅤ・Ⅵ	共同生活援助(グループホーム)	114-0014	北区田端3-12-11	5815-7753	30
ドリームハウスⅦ	共同生活援助(グループホーム)	114-0024	北区西ヶ原4-37-12	3906-7753	31

く な 行

施設名	施設種別	郵便番号	住 所	電話番号	ページ
西ヶ原寮	共同生活援助(グループホーム)	114-0024	北区西ヶ原3-53-14	3917-3343	19

く は 行

施設名	施設種別	郵便番号	住 所	電話番号	ページ
ひかりハウス	共同生活援助(グループホーム)	114-0031	北区十条仲原2-9-1-1A	5963-6901	20
ファミリーららら	共同生活援助(グループホーム)	115-0043	北区神谷2-37-13	5939-6067	27
ファミリーららら	短期入所(ショートステイ)	115-0043	北区神谷2-37-13	070-4369-4096	45
フレンドハウスホームⅠ・Ⅱ	共同生活援助(グループホーム)	114-0024	北区西ヶ原(番地非公開)	3915-5230	38
フレンドハウスホームⅢ	共同生活援助(グループホーム)	114-0016	北区上中里(番地非公開)	3915-5230	39

〈 ま行 〉

施設名	施設種別	郵便番号	住 所	電話番号	ページ
まつぼっくり(ユニット:あゆみホーム)	共同生活援助(グループホーム)	114-0001	北区東十条(番地非公開)	3905-3590	36
まつぼっくり(ユニット:あゆみ中十条ホーム)	共同生活援助(グループホーム)	114-0032	北区中十条(番地非公開)	3905-3590	37
マドレーヌ21上十条寮	共同生活援助(グループホーム)	114-0034	北区上十条5-33-16	6454-3747	32

〈 や行 〉

施設名	施設種別	郵便番号	住 所	電話番号	ページ
やじろべえ	重度身体障害者グループホーム	115-0052	北区赤羽北1-7-23	6657-9077	40

刊行物登録番号
29-3-021

北区障害者関係機関ガイドブック 2017
～生活編～

発行日 平成 29 年 8 月
発行 北区障害福祉課
編集 北区障害者地域自立生活支援室
(委託先：NPO 法人ピアネット北)
〒114-0032
東京都北区中十条 1-2-18
北区立障害者福祉センター内
TEL&FAX 03-3905-7226
メール peernet@peernet.or.jp
ホームページ <http://www.peernet.or.jp/>